The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報 101号
2019年4月

名誉代表　岡本三夫　　世話人代表　藤井純子
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　　FAX：082-283-7789（佐々木孝）
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）URL：http://9-hiroshima.org/
郵便振替 01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

安倍9条改憲NO！ 憲法を生かそう

5・3 憲法記念日

シールを貼って
改憲NOの意思表示を！

憲法は権力者を縛り、その暴走を止めるものです。
安倍政権は、安保法＝戦争法で戦争ができる国に
したはずなのに、ぎりぎり憲法がとめています。
しかし安倍首相は今年の改憲発議を狙っています。
5.3 憲法記念日、フラワーフェスティバルを楽しむ人に
「憲法を変えていいの？　考えてみませんか？」
とシール投票を呼びかけましょう。
チラシを配布したり、話しかけたり、横断幕を広げたり、
シールを渡したりしながら対話ができます。
憲法は自由に考え行動すること、豊かな生活を保障しています。
朝鮮半島はいろいろあっても、もう後戻りはしないでしょう。
日本はアメリカから兵器を爆買したり改憲をしている時ではなく
９条を生かし、アジアの平和に寄与していけば
きっと人々の心も暮らしも豊かにしていけます。
一人ひとりに話しかけ、世論を作っていきましょう。
憲法を生かすために、私たちは不断の努力を！

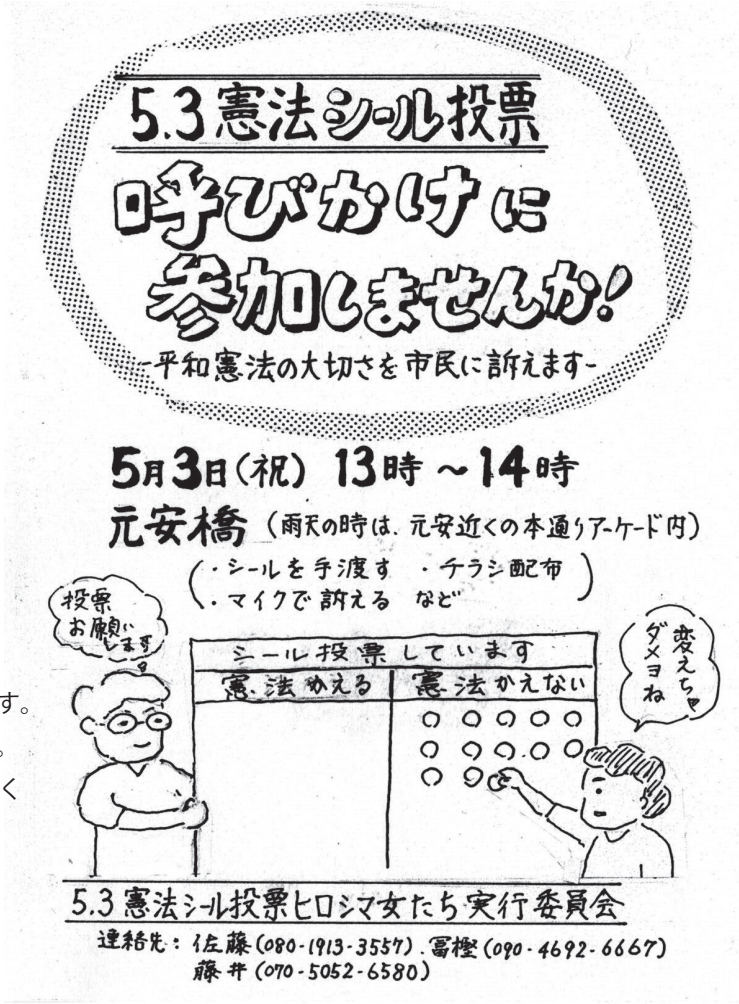

今年は、第九条の会ヒロシマのメンバーだけでなく
ヒロシマ女たちの実行委員会でみんなで取組みます。
シールを渡す人が多いほど投票は多くなります。
どうぞ駆けつけてください。よろしくお願い致します。

5/3 憲法集会

5/3(金・祝)　10：30～12：30

アステールプラザ大ホール

参加費：500円（障がい者・学生以下無料）

TBS「報道特集」キャスター
講師：金平茂紀さん

主催：戦争させない・９条壊すな！
ヒロシマ総がかり行動実行委員会
（詳細は別紙をご覧ください）

会報101号　　もくじ

1　お知らせ　5.3憲法を守る？　変える？　市民投票
2　憲法を生かし、19年改憲発議を止める…… 藤井純子
4　「９条のアジア化」崔真碩さんの講演報告 …… 栗原君子
6　安保法制後の自衛隊 …… 新倉裕史
8　民主主義にとって象徴天皇制とは何か …… 高井弘之
10　広島裁判所過度な所持品検査の廃止を求める …… 山川滋
12　初の原発建設を白紙撤回したベトナム訪問 …… 渡田正弘
14　共生考～番外編Ⅱ～…… 笹川俊春
16　第21回許すな!憲法改悪全国交流集会報告 …… 事務局
18　核抑止論大国日本からの脱却 （「私と憲法」より）…… 講演：高橋博子
21　活動報告　　22　お知らせ・後記

憲法を生かし、19 年改憲発議を止める！

藤井純子（第九条の会ヒロシマ世話人）

◆ 新元号に異議あり！

この何週間か元号のことばかりでテレビを見る気がしなかった。ニュースでさえトップから。安倍首相が「自分で決めた」かのように説明をしているのが長々と放映された。新聞も横並びで読む気がしないと思っていたら、高嶋伸欣さんのメールが転送されてきた。テレビ朝日のモーニングショーでゲストコメンテーターが「『令和』からは『巧言令色鮮（すくな）し仁』の諺が連想されます」と指摘したそうだ。それは安倍首相のことであり、4 月 1 日夜の「首相談話」が典型であると連想されるタイムリーなコメントだと書かれていた。また NHK を先頭とするマスコミの大はしゃぎが、結果的には安倍政権の人気取りの思惑にはまっていることを、『東京新聞』2 日朝刊が、各紙面で指摘していると添付してくださっていた。それをみて少し胸のつかえが取れた感じ。

その中で岡野八代さんは安倍首相の会見をあえて見なかった理由は「新しい時代をことほいて（寿ぐ、言祝く）都合の悪いことは忘れてくださいと言うのはわかりきっていたからだ」という。「米軍基地を押し付けられた沖縄、帰れない故郷をつくった東京電力福島事故、格差社会の深刻化セクハラや差別など人権問題を置き去りにして、とても寿ぐ気にはなれない」と言われていてまさにその通りだ。8.6 新聞意見広告の賛同金を送ってくださった方が通信欄に「命令、指令の令の字を元号に、政治利用丸出し。元号は要らない！」と怒り心頭。そもそも天皇が変わることで時代の区切りになるはずもない。主権者は誰だ。

◆ 防衛大卒業製の任官拒否

防衛大の 478 人の卒業生のうち 49 人、1 割を超える学生が、任官拒否をしたことを報道（FRIDAY ほか）で知った。任官拒否とは防衛大を卒業しても自衛官にはならないということだ。湾岸戦争で自衛隊が初めて海外派遣された’91 年には 94 人が拒否したそうだが、49 人はそれ以降で最多だそうだ。防衛大は学費免除だけでなく、約 11 万円の月給とボーナスも年 2 回（約 38 万円）、税金から支給される。彼らはそのことは自覚していると思うし、これからの人生に負荷がかかることも考えたに違いない。防衛大も必死になって説得したらしいが、彼らの決意は固かったそうだ。

「安倍政権への不安があるのは間違いない。今年の卒業生は、’15 年に安倍首相が強引に安保法案を成立させた過程を見てきた世代で『当事者』として、危険地域へと派遣される可能性と直面し、熟慮の末、任官拒否という道を選んだのでしょう」と伊藤惇夫が語っていた。卒業式で安倍首相は「今、この瞬間も、諸君の先輩は、荒波を恐れず、乱気流を乗り越え、泥にまみれながらも、極度の緊張感に耐え、強い誇りを持って、任務を立派に果たしています。私は、その先頭に立って、国民の生命・財産、我が国の領土・領海・領空を守り抜く決意であります」と訓示した。これは「ボクは最高指揮官だから行かないけど、キミたちは現場に行って命を差し出せ」と言っているようにも聞こえる。49 人は（本当はもっと多い P6～7）憲法を守らなければ理解もしていないあんな最高指揮官のもとでは働けないと思ったに違いないと記者は結んでいる。考える若者は頼もしい。

主権を回復したはずの日本に他国の軍隊が、日本の莫大な血税を使って居座り続けているなどというのは世界に他にはない。その上、自衛隊と米軍との一体化が進み、ますます危険な作業は自衛隊にかかるようになる。そのことに疑問を持つのは当たり前だ。9 条は非武装、非戦が謳われている。それを「自衛権はある」などと捻じ曲げるな。憲法は軍隊を許していない。任官拒否を実行した卒業生の今後は厳しいかもしれないが、考え抜いたことこそ大きな意味を持つ。エスカレーターはラクだけれど、自分もあえて階段をあがりたい。

◆ 沖縄の行動力

沖縄県民は、昨年 9 月、「辺野古新基地建設反対」を掲げる玉城デニー知事を誕生させ、今年 2 月には「辺野古新基地建設」を問う県民投票では 43 万人余り、71％が反対票を投じた。「琉球処分」、さらに 1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ講和条約により日本は一応、主権を回復した。しかし国は沖縄を「基地の島」として切り捨て、新基地建設を続けている。しかし、沖縄の人々は、日々、現地で座り込み、時には大きな県民大会を行ったり、裁判に打って出たり、全国にアメリカに出かけたり、「基地撤去･沖縄差別をやめろ」と行動を続けている。これこそ民主主義の体現だ。私たちも連帯して行動していこう。

◆ 第九条の会ヒロシマ総会 2019

今年も春分の日の 3 月 21 日、第九条の会ヒロシマ総会を行い、非暴力・平和を願う人々と力を合わせて改憲発議をとめること、アジアの人々と連帯し 9 条実現をめざすこと、人々の人権を守る憲法を生かす様々な活動に連携することを確認した。

私たちも広島で、韓国に、沖縄に、北海道に学び、意思表示をしていこうと思う。辺野古は埋め立て、呉･岩国をはじめ自衛隊と米軍との一体化、原発、差別･貧困･格差･･･　をくい止め、主権者の意思の尊重、民主主義など憲法を活かし、改憲をとめよう。安倍政権の退陣は見えてくるはず。

呉には自衛官募集のポスターがあふれている、と思っていたら最近では、広島の街でもアチコチに見られるようになった。広島市長は小型の安倍のようだ。そのため、今回の広島市長選では「市民の願いにこたえる市長を誕生させる会」をつくって集まった市民が自分たちで候補者を選んで選挙をたたかった。しかし今回は、あまりにも時間がなかった。20 人以上に立候補をお願いしても断られたし、立候補してくれた人を当選させることも出来なかった。がこの動きを無駄にせず、どういうやり方がいいかもわからないが、何らかのかたちで参院選につなげることができればと願う。

◆ 今、改めて設立宣言を読み返す

日本国憲法第九条は、国の焦土化と広島･長崎の原爆被災という未曾有の犠牲によってあがないとられた国民的遺産です。それは過去の戦争に対する厳しい反省の上に立った先見的思想であり、21 世紀のモデルとなりうるものとして国際的にも高い評価を獲得しつつあります。私たちは、日本の侵略戦争によって多大の被害を与えたアジア諸国民への謝罪もこめて、平和、人権、民主主義を根幹とする憲法を護り抜き、絶対不戦を決意し、ここに「第九条の会ヒロシマ」を結成します。

岡本三夫　　1992 年 2 月 22 日

今読んでも決して古くない。９条に自衛隊を書き込むなどという安倍自民党９条改憲案を出そうとしている今こそ、この非暴力･不戦の誓いが新しい。設立宣言を今改めて心に刻みたい。

◆ 憲法９条をアジア化するとき、憲法が輝く

総会の記念講演で崔真碩さんがお話されたように「憲法９条を東アジア化する」時、はじめて９条が９条になる。アジアを平和にすることこそ９条の真価。韓国の市民との連帯が生まれつつある。高田健さんが韓国の平和賞「第３回李泳禧賞」を授賞したことは韓国市民社会との “連帯の証” だ。

韓国の非暴力・無血のキャンドル市民革命が東アジアの平和につなげていくために、私たち日本の市民は改憲を許すわけにはいかない。アジアに連帯するためには様々な課題に直面する。戦争責任、日本軍「慰安婦」、強制連行･強制労働、差別・歴史認識問題。しかしそれに取組んでいる仲間たちがいる。アジアで共に基地・原発はなくしていこうとしている仲間もいる。

第九条の会ヒロシマも、そん人たちと連携したり、総がかり行動に参加したり、力を合わせて行動したい。(2019/4/4)

2019 年総会報告

1　2018 年度　報告

⑴総会　3 月 21 日、総会行事　&　谷山博史さんの講演

⑵憲法記念日　5 月 3 日 1 憲法を守る？　変える？　市民投票

⑶8.6 新聞意見広告掲載 8 月 6 日 7 時～ 原爆ドーム前で配布

⑷許すな！憲法改悪全国交流集会広島開催　2 月 9 ～ 10 日

⑸改憲反対、平和・環境・人権問題に取り組む他団体との連携

①戦争させない・９条壊すな！ヒロシマ総がかり 3 の日行動

②市民意見広告運動（5 月 3 日改憲反対意見広告）

③上関原発止めよう！広島ネット中電前行動･講演会など

④日本軍「慰安婦」ひろしまネット街宣･講演会など

⑤沖縄・辺野古に新基地をつくらせない広島実行委講演会等

⑥教科書問題を考える市民ネットひろしま裁判　ほか

⑹会報 4 回発行 97 号 4 月、98 号 6 月、99 号 9 月、100 号 1 月

⑺世話人会 15 回　他事務局会　発送　意見広告紙面づくり・

⑻会計報告

会計：佐々木孝

（単位:円）

収入の部			支出の部		
前期繰越金		1,108,271	支出合計		7,529,483
内訳	現金	117,656	支出内訳	文書費	655,703
	普通預金	492,615		通信費	852,876
	振替口座	498,000		行事費	109,292
入金合計		6,710,923		旅費交通費	17,850
内訳	意見広告賛同金	4,035,608		人件費	350,000
	会費	1,643,000		会報・ホームページ作成費	100,000
	カンパ	1,032,315		事務費（消耗品費）	55,798
				外部会費・カンパ	15,000
				雑費	13,081
				新聞意見広告費	5,359,883
雑収入		73,201			
			次期繰越金		362,912
				現金	22,245
				普通預金	210,667
				振替口座	130,000
合計		7,892,395	合計		7,892,395

会計監査：3 月 15 日、16 日、河野布美子さん、浜根和子さんから会計監査を受け適正に処理されていることを確認して頂きました。また会計担当が、長年担当された佐々木孝さんから西浦紘子さんに代わりましたことをご報告いたします。

2　2019 年の活動

⑴活動方針

① 多くの市民に、憲法の基本的人権の尊重・民主主義・平和主義９条の大切さを知ってもらうよう活動する。

② 非核・非戦をめざし、2019 年安倍九条改憲発議を止める活動をする。

③ 人権を確立するための様々な課題を共有し、政治的、思想的立場にこだわらず、幅広い協力・結集を目指す。

⑵　活動計画

① 8 月 6 日ヒロシマデーに改憲発議をさせない世論作りのための新聞意見広告に取り組む。掲載は、朝日新聞朝刊大阪本社版全 15 段　そのほかの全国に全 5 段予定

今年は **全国に**

② 平和憲法の大切さを市民に直接訴える
5 月 3 日憲法市民シール投票など、工夫して取り組む。

③ 憲法を生かし、改憲を阻むため全国的、地域的な連携を強める。
・戦争させない・９条壊すな！ヒロシマ総がかり実行委員会、
・広島県９条の会ネットワーク、
・許すな！憲法改悪市民連絡会、市民意見広告運動　ほか

④ 人権を確立する各課題の取り組みに積極的に連携する。
・上関原発止めよう！広島ネットワーク、　・ピースリンク広島・呉・岩国、　・8・6 ヒロシマ平和へのつどい、
・日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク、
・教科書問題を考える市民ネットワークひろしま、
・沖縄・辺野古に新基地を作らせない広島実行委員会、
・広島（朝鮮学校）無償化裁判を支援する会　ほか

⑤ 会報の発行　　年 4 回予定

⑶会の運営

① 世話人会　原則月 1 回＊6 ～ 7 月は紙面づくりのため月 3 ～ 4 回
他、事務局会、名簿整理、発送作業随時

② 2019 年世話人　名誉代表：岡本三夫　世話人代表：藤井純子◎
世話人：石口俊一、上羽場隆弘（尾三地区）、上山耕平、
岡本珠代◎、木原省治、 栗原君子、佐々木孝◎、
島村眞知子◎、実国義範（広島県北）、利元克巳、
土井桂子、西浦紘子◎、平川知博◎、横原由紀夫、
＊8・6 新聞意見広告担当　　石岡真由海
会計監査：河野布美子　浜根和子

③財政　　年会費 1 口 2,000 円　会へのカンパ　　賛同金

3.21 第九条の会ヒロシマ 27 周年記念講演
崔 真 碩 さん講演要旨

憲法９条を東アジア化する
韓国キャンドル市民革命から東アジアの平和へ

栗原君子

崔真碩さんと朝鮮戦争　　浅川泰生さん写真提供

以下は、崔真碩さんパワポ資料より ----------

戦争は占領者が変わりそのたびに避難し虐殺が起こる

1987 年 6 月民主抗争

韓国、革命の１００年

１９１９年　３・１独立運動
１９４６年　大邱１０月抗争（反米軍政蜂起）
１９４８年　済州４・３（「済州島４・３事件」）
１９６０年　４・１９学生革命
１９８０年　光州民衆蜂起（「光州事件」）
１９８７年　６・１０民衆抗争
２００２年　反米軍デモ（女子中学生轢殺事件）
２００８年　米国産牛肉輸入反対デモ
２０１６年　キャンドル市民革命

第一部　朝鮮戦争
＝アジアの冷戦朝鮮戦争があったから今、米朝が動いている。

朝鮮戦争では400万人から500万人（朝鮮人の５人に１人）が亡くなった。国家・社会は戦争の痕跡の上にあると言えるし、日本は米国にボロ負けの上にある。朝鮮戦争は米・ソの代理戦争である。同族どうしが殺し合い、その傷跡は 70 年経過しても癒えない。今も韓国では反共主義が根深いが、過去を克服しなければ未来に行くことはできない。

45 年８月、米軍が解放してくれた。９月に 38°線を境に南北に分断されたが、南で米軍は人気が無く、かつて日本に寝返った対日協力者をそのまま利用、重要ポストにもつけた。北は土地改革をして平等に土地を分け与えたので社会主義への支持は高くなった。

48 年５月 10 日、南は『韓国』を作ることを宣言する。済州島では 4・3 事件など各地で 5・10 選挙に反対する生と死の分かれ目の闘いがあり一般市民が捕らわれた。’48 年 8 月 15 日に大韓民国ができ、9 月 9 日に朝鮮民主主義人民共和国ができた。戦争、避難、戦争、虐殺で民衆が被害に遭った。アコーデオン戦争と呼ばれる北→南→北→南の膠（こう）着状態が続き民衆にとっては占領者が度々変わった。「○○が裏切った・・」とチクル人も多くいた。

戦争で被害を受けるのは子ども、女性、老人。民衆をはじめ誰でも殺す。普通の人が殺される。「赤だ」とレッテルを張って沢山の人を殺すことが手柄になる。人民軍が来る前に殺す、大邱市や北の方はじめ韓国の中の至る所で人々が殺された。

53 年 7 月に休戦協定締結。朝鮮は傷だらけ、地中は骨だらけである。先ずはそれらの人骨を掘り起こして弔うことが大切（恨を解く）である。市民は平和を求めているが韓国人には平和の体験がない。

第二部　　キャンドル市民革命

文化とは心を耕す知識を持ち文化を見る。革命の100年不当支配と闘ってきた。2002 年 12 月にキャンドル革命、2006 年 11 月 26 日にキャンドル集会、2014 年 4 月 16 日にセオール号沈没をパククネ大統領はもみ消そうとしたことで「真実は沈まない」「これが国か」と市民が行動。2016 年秋からネットを見て市民が行動に出た。参加者はユンミンソクさんが作った歌や下野体操で集会を盛り上げ成功させた。

文学の力

韓国は復しゅうの連鎖の繰り返しであったが「生姜センガン」「ワンダーボーイ」「少年が来る」など抵抗の文学は 80 年代の文学史的にも意味がある。
2010 年代になって 1980 年代を語り生き直すことでもあった。’90 年代以降に生まれた若い人に’ 80 年代をかたり継ぐことは意義深いことである。政治を正すためには政治を内側から変える、そのためには語り継ぎ、語り直すことが重要である。

ジャーナリズムの力

2016 年 9 月、国政介入事件 9 月 20 日、ハンギョレ新聞による『スポーツ財団』疑惑報道があり、10 月 24 日には JTBC、崔順実のタブレット PC 報道があり、国政介入事件が明るみに出る。韓国のジャーナリストはまだ死んでいない。共犯者などの映画によっても多くの市民が真実を知ることになった。

憲法の力は最後の砦

2017 年 3 月 10 日、朴クネを罷免する。ここでのキャンドル市民革命も歌、映画、文学、ジャーナリズム、憲法、文化が有機的に影響し合い市民革命を成し遂げた。

無血革命

民衆の力。この間、血と汗を流し続けてきたが非暴力、無血革命で延べ 1,900 万人が集会に参加したが一人の怪我人も出さず集会を成功させた。誰もが民主主義の成熟化を感じた行動であった。

白頭山での南北首脳会談

第三部　アジア平和

アジアの平和が大切なことをリーダーたちは知っている。韓国では市民たちの意思が文在寅大統領を動かしている。南北統一を願う前に内戦はしない、2017 年 5 月に過去の清算を再生、和合を訴え実行している。米・朝は通過点であり、2018 年 9 月 20 日に白頭山で南北首脳会談を行い逆戻りしないことを確認している。このことは市民が十分知っている。

ユン・ミンソクさん

真実は沈まない

作詞・作曲　ユン・ミンソク

闇は光に勝てない
嘘は真に勝てない
真実は沈まない
私たちはあきらめな

次は米国も変わる、オカシオ・コルテスはこれからのリーダー

サンダースの選挙ボランティアをした経験を持つオカシオ・コルデス（民主的社会主義者）が正義感の人として注目されている。「１％の金持ちに９９％が搾取されている・・」と言っている。米国が変われば日本も変わる。

アジアがアジアになる。

日・米・韓　VS　ソ・中・北朝鮮の構造。

朝鮮戦争はアジアにおける米・ソの代理戦争であった。’91 年にソ連が消え、中国が米国に続き’92 年に韓国と中国は国交を結んだため日・米・韓　VS　北朝鮮。今回の米・朝会談は北朝鮮の逃げ切りで「ねばり分け」となった。米国は北朝鮮をベトナム・モデルかリビア・モデルかではなく、どちらでもないアジアモデルにしたい。朝鮮半島では安倍政権が煽るような戦争の危機は無くアジアは確実に平和に向かっている。アジアがアジアになる時である。

アメリカ支配の終わり

中国（ロシア）　VS　米国のアジア覇権のどちらでもなく、アジアの市民によるアジアである。日本はフクシマ原発事故後、バブル崩壊で出口が見えない状態であるがアジアからの呼びかけに応え、市民の声に耳を傾けることが重要。

文化
心を耕す

崔真碩さんパワポ資料より

憲法九条を豊かにしアジア化することが重要

アジアの戦争と日本の平和を考える時。韓国、台湾、沖縄の位置づけを見据え、アジアで平和を構築する時「70 年間、戦争しなかった憲法があるよ・・」と提案する。その時、本当の憲法九条になる。

日本の内に９条があるうちは認識されていないが、アジア地域で憲法九条を持ってこそ不戦の誓いができる。憲法九条の内容を豊かにすることも重要である。

市民の力･文化の力＞政治権力であり、日米戦争経済（原子力村、安保村）からの脱却をめざす。現在、民主的社会主義の追求に韓国、米国の市民も動いている。戦争の悲惨さ「命どう宝」思いを語り継ぎましょう。覚悟があれば「アジア憲法九条」は必ずできる。

3.21 第九条の会ヒロシマ２７周年記念講演会　　渡田正弘さん写真提供

防大卒業生の任官拒否者数と、自衛官の懲戒処分者数から見えてくるもの

新倉裕史（非核市民宣言運動・ヨコスカ／ヨコスカ平和船団）

防大卒業生の任官拒否

2019 年 3 月 18 日の神奈川新聞は、防衛大学校の今年の卒業者の任官拒否者が、昨年より 11 人増えて、49 人となったと伝えました。

防衛大学校は「要因はまだ分析できていない」（神奈川、3.18）とコメントしていますが、過去の拒否者数も見ながら、11 人も増えた理由を探ってみます。

照屋寛徳議員提出の「防大卒業生の任官拒否等に関する質問の答弁書」（2015.3.13）、「日刊ゲンダイ DIGITAL」（2016.3.22）、神奈川新聞（2019.3.18）等の資料を元に、ここ 9 年間の防大卒業生の任官拒否者数の推移をまとめたのが下のグラフです。

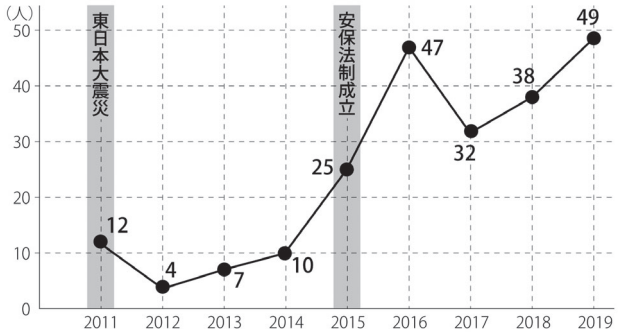

防衛大学校卒業生任官拒否者数の推移

グラフにはふたつの特徴があります。

ひとつは 2012 年の拒否者 4 人。これは過去最も少ない任官拒否者数で、前年の東日本大震災での自衛隊の「活躍」が反映していると見ていいでしょう。

ふたつ目の特徴は、2015 年からの急増です。それまでの過去 4 年の平均 8.2 人と比べると 3 倍の 25 人に急増しています。さらに、翌 2016 年には 47 人と倍増します。集団的自衛権行使を容認する閣議決定が 2014 年 7 月 1 日。安保関連法が成立したのが 2015 年 9 月 30 日。2015 年、2016 年の任官拒否者の急増は、こうした自衛隊の大変化が関係していると見るのが自然です。

過去最多の拒否者数は 1991 年の 94 人です。「約 10 人が『湾岸戦争の影響』を理由にしていた」（日刊ゲンダイ DIGITAL）ということからも、「自衛隊の軍隊化」が、任官拒否の増加と深い関連があることは明らかでしょう。今年の任官拒否 49 名も、その影響のなかで生まれた数です。

任官拒否だけではなく

照屋寛徳さんの質問書への答弁書には、任官拒否とは別の興味深いデータも記されています。中途退校者という項目です。

答弁書は 2011 年から 2015 年までの任官拒否者数（答弁書が 3 月 13 日なので 2015 年卒業時の任官拒否者数は未記入だが、その後の報道で 25 人と確認されている）と、中途退校者の数がリストアップされています。2015 年でみると、任官拒否者は 25 人でしたが、中途退校者は 3.6 倍の 91 人です。5 年間の平均でみると、中途退校者は任官拒否者の 7.6 倍で、89 人という数になります。

自衛隊を選ばなかった防衛大学校生は、中途退職者、任官拒否者だけではありません。東京新聞の半田滋さんは、独自に入手した資料によって、①中途退校者、②卒業時の任官拒否者に、さらに③早期退職者を加えた数値で、防大生の退職状況を分析しています（ウエブサイト「現代ビジネス」2018.7.19）。

早期退職者とは、防衛大学校を卒業したが、幹部候補生学校に入校しなかった卒業生と、8 月末までに早期退職した卒業生の総数です。防衛省がまとめた資料は、①②③の合計を「防衛大学校に入校しながら、自衛隊に定着しなかった学生の人数」としています。その数値をもとに、現代ビジネス編集部が作成したのが下のグラフです。

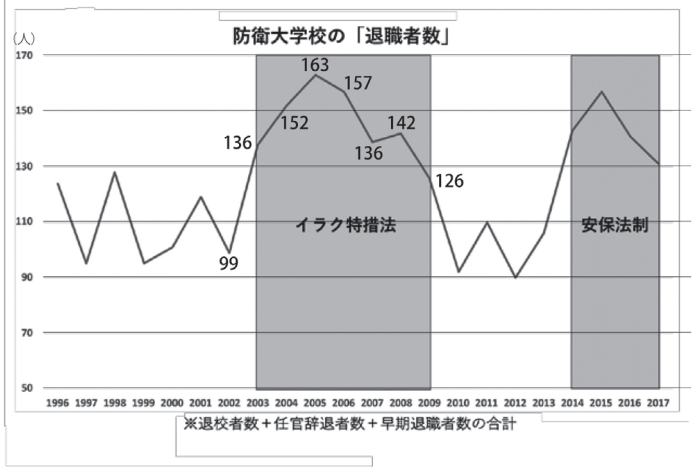

2003 年と 2014 年からの高止まりは、自衛隊のイラク派遣（03 年）、集団的自衛権行使合憲の閣議決定（14 年）、安保法制成立（15 年）という「自衛隊の軍隊化」が退職の増加に繋がった結果と、半田さんは分析します。

退職者が最も多かったのは 2005 年の 163 人。入校者に占める「退職者数」の割合は 38.4%。5 人に 2 人が自衛隊を忌避したことになります。

防衛大学校に入学したのに自衛隊に定着しなかった学生は、私たちの想像をはるかに超える数です。その背景に「自衛隊の軍隊化」があることは間違いないと思われます。

自衛官の懲戒処分者の急増

もうひとつ、自衛官の心の揺れを推し量る指標として、懲戒処分者数について見ていきます。

2018 年 10 月 19 日、防衛省のホームページに、「平成 29 年度における懲戒処分の状況について」が掲載されました。2017 年度中に懲戒処分を受けた自衛隊員（自衛官と事務官）の処分件数等についての公表です。2000 年からずっと減少を続けていた自衛隊員の懲戒処分が、安保関連法が成立した翌年（2016 年）の集計で、大きく上昇に転じました。それから 1 年、2017 年の集計では処分件数はさらに上昇しました。

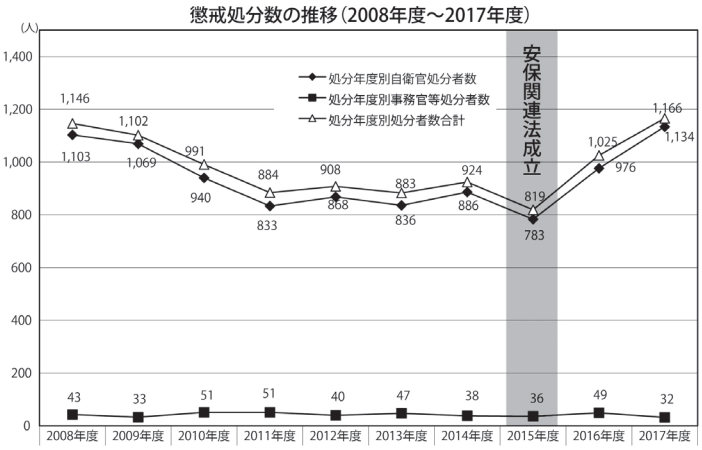

2008 年 12 月、海上幕僚監部は当時連続した不祥事に関して「海上自衛隊抜本的改革の実行上の指針」をまとめています。この中で幕僚監部は、一連の不祥事等の底流にある要因は、次の 3 点にまとめられると分析をしています。

①平時からの任務が増大、多様化したことによる、護衛艦隊部隊等の人員不足による問題の顕在化。

②冷戦期以来の我が国防衛の任務に加え、任務の多様化により隊員の目的意識が分散・希薄化したこと。

③長期にわたる航海で一般社会から離れるなどの厳しい艦艇乗員としての勤務環境と、現代の若者気質がかい離。

2008 年当時すでにあった自衛隊の「任務の増大、多様化」は、2015 年の「安保関連法」の成立で、より決定的なものになりました。

「安保関連法」のひとつ「改正自衛隊法」は、3 条の「専守防衛」を切り捨て、第 76 条（出動命令）の 2 で「集団的自衛権行使」を書き加えたのです。

海外で、日本の防衛とは関係ない戦闘行為に従事する―。「任務の多様化により隊員の目的意識が分散」する事態を、「安保関連法」はさらに大きく作り出そうとしているのです。

なぜ無断欠勤が 1 位なのか

もうすこし細かく、処分の内容を見ていきましょう。

防衛省の資料によれば、2017 年度の処分総数は 1166 件。業務遂行上の行為に係る懲戒処分が 505 件で、私的行為に係る懲戒処分は 661 件でした。

業務遂行上の行為に係る懲戒処分の 1 位は「正当な理由のない欠勤」。2 位は「私的制裁」。3 位が「注意義務違反」です。業務遂行上の行為に係る懲戒処分で、なぜ「正当な理由のない欠勤」が 1 位なのでしょうか。

横須賀の自衛隊の動向に詳しいある方は、「やめたい」という自衛官を、上官がすぐにはやめさせない事情があると指摘します。

それでなくとも、入隊希望者が減り、慢性的な定員割れが続く海上自衛隊。部下がやめていくのは上司の評価に直結し、退職希望を握りつぶす場合も多い、というわけです。

そういえば、私たちが開設している「ホットライン」でも、最も多い相談は「上司が辞めさせてくれない」でした。

心の叫びを聞き取る力を

私的行為に係るとされた懲戒処分も、よく読めばそうとは言い切れない要素が見えてきます。たとえば 2018 年 5 月 15 日の神奈川新聞。

３人の懲戒処分者の記事ですが、一人目の万引きは「私的行為に係る処分」とされますが、記事には「将来への不安などで精神的に不安定になり、突発的にやってしまった」と 1 等海士本人の説明があります。自衛隊の業務上の問題が色濃く反映していることが分かる記事です。

二人目の 3 等海尉は「正当な理由なく 15 日間欠勤」。記事では欠勤の理由は明らかになっていませんが、他の記事を読むと、「艦での人間関係に悩んで」、「仕事に悩んで嫌気がさして」、「ともかくやめたかった」と、業務との関連で欠勤が生じていることが分かります。

これら全てを、「安保関連法」との関係で語るのは乱暴ですが、処分件数の上昇と「安保関連法」の成立に、何らかの関係があることは明らかです。自衛官の不祥事の中からも、自衛官の「心の叫び」を聞き取る力を、私たちは持ちたいと思います。

いずもの乗組員の皆さん聞こえますか？

呉と横須賀の平和船団　ボートの向こうにヘリ空母「いずも」F-35B ステルス戦闘機を搭載し垂直に着艦出来るよう改造する

民主主義にとって象徴天皇制とは何か
― 天皇制大讃美を目の前にして―

高井弘之（四国朝鮮学校の子どもたちの教育への権利実現・市民基金）

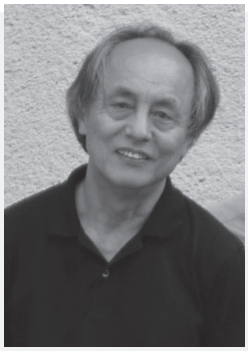

このたび、上記タイトルのブックレットを作成―発行した。一連の「代替わり儀式」―「挙国一致」的天皇制賛美大キャンペーン（―祝意の強制）を前に、立ち止まって、象徴天皇制の問題をさまざまな視座から共に考えてみたいとの思いからである。とりわけ、明仁天皇（制）への期待・依拠・賛美の声が、改憲に反対し、現政権を倒そうとする運動や言説―論客のなかからもしきりに聞こえて来る状況への憂慮と危惧が私の背中を押した。考察―検証すべき問題は多いが、紙数の関係上、ここでは、これから行われる「即位関係儀式の問題」と、「９条」に関係する「天皇と海外派兵の問題」について記してみたい。

【大日本帝国―国体原理に基づく即位儀式】

明仁天皇は、以下に示すような、天皇支配神話に基づく「剣璽等承継の儀」等によって「即位」した。来たる５月１日には、再び、このような、憲法に完全に反する儀式が再現される予定である。

剣璽等承継の儀

「剣璽等承継の儀」（「剣璽」は剣とまが玉）とは、いわゆる「三種の神器」の継承儀式である。「三種の神器」とは、「記紀」神話において、皇祖アマテラスが「葦原中国」（日本）支配―統治のために皇孫ニニギノミコトを地上に下した（―天孫降臨）ときに持たせたとされている、皇位に在ることを示す「神器」である。

この「天孫降臨」時、アマテラスは、「三種の神器」とともに、ニニギノミコトに「宝祚の隆んなること、天壌とともに無窮なるべし」〔天照大神の子孫である天皇が「葦原の瑞穂の国」（日本）を治め、その天皇の位は天地と共に永遠であるとの意〕という（皇祖アマテラスの）神勅―「天壌無窮の神勅」を与えた。

つまり、「剣璽等承継の儀」とは、「葦原中国―日本」を支配する天皇の地位を新天皇が「承継」したことを表す、新天皇による「日本支配」正当化―正統化の儀式でもある。そうであるならば、明仁天皇は、（日本の支配者たる）天皇に、「天皇神話に基づく皇位継承儀式」によって、つまりは、（人民ならぬ）皇祖アマテラスの「委任」―「神勅」によって即位したこととなる。

言うまでもないが、現在の「天皇の地位」は、「主権の存する日本国民の総意に基づ」いて存在しているところの「憲法上の地位」である。しかし、「剣璽等承継の儀」を行うということは、その「天皇の地位」に、上のような意味において就いたということを表すこととなる。

しかも、この儀式は、象徴天皇と同じく現憲法に基づく国家機関の「三権の長」―首相・衆参議長・最高裁判所長官らの参列のもとで行われたのである。

即位後朝見の儀

「即位後初めて三権の長ら国民の代表に会い即位を宣言する」などと報道される「即位後朝見の儀」は、上の「剣璽等承継の儀」と連続するセットの形で行われた。

そこで明仁天皇は、参列する内閣総理大臣・衆参議長・国会議員―つまり「国民の代表」らより高い壇上から「おことば」を発し、それを受けた内閣総理大臣（竹下）は、彼を見上げる位置で、その「おことば」への奉答を行った。その「奉答」は、「謹んで申し上げます」「皇位を継承せられた英邁なる天皇陛下から・・おことばを賜り」「国民一同、日本国憲法の下、天皇陛下を国民統合の象徴と仰ぎ・・最善の努力を尽くすことをお誓い申し上げます」等、臣下「国民一同」による、（自らの上に立つ）天皇への忠誠の誓いそのものであった。

つまり、この儀式は、臣民が新天皇に忠誠を誓うという、天皇主権の大日本帝国憲法下のそれと「同質」の形で行われた。実際、ここにいう「朝見」とは、「臣下が天子に拝謁する」という意味の言葉である。そして、この「朝見の儀」が上記の、新天皇による「日本支配」継承儀式である「剣璽等承継の儀」とセットで行われたことを考え合わせると、この、三権の長らを中心とする「国民代表」らが「拝謁」する形で行われる「朝見の儀」とは、まさに、新天皇に対する「臣民一同」の服属儀式にほかならない。

ところで、そもそも人民主権（国民主権）原理においては、国王を含む国家機関は、「（人民の共同意思としての）憲法によってつくられた権力」である。「憲法をつくるちから―憲法制定権力」を有しているのは人民であって、国家機関―国家権力はその「憲法によってつくられた―規定された機関・権力」なのである。つまり、人民主権―立憲主義においては、それら国王・国家機関は、「人民の意思」である憲法に従うことを大前提に創設されたものであり、それらは「主権者人民の意思」たる憲法によって縛られ、統制される存在なのである。

そうであるにもかかわらず、憲法への「従属」ならぬ、天皇への「従属―服属」を意味する儀式が私たち主権者―「憲法制定権力」の前ですでに行われ、再び、ごく「当たり前」のように

行われようとしている。そして、大多数の国民は、天皇と国家が行うこのような儀式を何らの違和感も、抵抗感も抱かぬまま受容し、祝福さえしているように見える。この異常なまでの「服属・従属性―主権者意識の無さ」の重大かつ深刻な問題性に、私たちは、そろそろ、気づかなければならないと思う。

【海外派兵体制に協力する明仁天皇】

「護憲派―平和主義者」と評価される明仁天皇は、憲法に完全に反する、戦後日本の自衛隊―日本軍の海外派兵に重要な貢献をし続けている。彼は「天皇の地位」に就いてから、昭和天皇のそれを継承して、自衛隊高級幹部が合同しての拝謁を受け続けていたが、自衛隊が海外派兵を始めてからは、その直後から、派兵されて帰国した自衛隊員に「接見」し、彼らに対する「ねぎらい」の言葉をかけている。

１９９２年、憲法違反であるとの反対意見からその成立が容易でなかった国連平和維持活動（ＰＫＯ）に自衛隊を派遣するための法律が成立し、国際平和協力隊が発足した。その直後の１９９３年以降、天皇は何度も「接見」してその活動の報告を受け、「この任務が滞りなく行われたことは意義深いことでした」（２０１１年１０月１８日、ハイチ・ゴラン高原・スーダン等々に派遣されていた隊員１２４名の拝謁を受けたときの言葉）などとねぎらっている。

ＰＫＯだけではない。イラクやアフガニスタンへの明白な侵略戦争に参戦した自衛隊員に対しても、天皇は接見し、「ねぎらい」の言葉をかけている。以下は、２００６年１２月１４日に、帰国した陸・海・空自衛隊員１８０人と「接見」したときの新聞記事である。

様々な階級の隊員が制服姿で整列する中、天皇陛下が「国際的な協力に参加し、力を尽くしてこられたことを誠にご苦労に思います」とねぎらった。両陛下は隊員らと歓談、一人ひとりに歩み寄っては「本当にご苦労さまでした」と声をかけていた（『朝日新聞』２００６年１２月１４日夕刊）

上のＰＫＯやイラク・アフガニスタンへの派兵は、いずれも、完全な憲法違反であるそれを形式上「合法化」するための法律を、違憲だとする野党や多くの市民・国民が反対する中、与党が強行採決で「成立」させて行われたものである。「護憲派」と言われる明仁天皇は、上記のような形・経緯で成立させられた違憲の法律による違憲の派兵に対して、上のような「ねぎらい」、評価する行為を行い続けているのである。
これは、自衛隊―日本軍の海外派兵とそこでの行為を「よくやった」と評価・賛美・激励する行為である。天皇自身が政府の違憲行為を評価していることを意味するこの行為は、政府の違憲行為に対する国民の反発を和らげ、さらに支持を広げるはたらきをするだろう。

また、この天皇の行為は、海外派兵任務に対する自衛隊員の「士気」を高めるはたらきをする。天皇が、これら海外派兵任務を遂行した隊員を評価し、ねぎらう行為は、他の隊員たちの「やる気・やりがい」をも起こし、それは、「天皇陛下に褒めてもらえること」なのだと、「後に続く者たち」を生み出すはたらきもするだろう。

これは、「天皇―国家」が行う侵略戦争遂行任務に命を捧げるという、「天皇―国家」への貢献行為を褒め称えること（顕彰・英霊化・天皇の参拝）によって「後に続く兵士」を生み出した、「兵士再生産装置」としての靖国の機能と同質のものだと言えるだろう。

明仁天皇は、あるいは、彼を「継承する」新天皇は、果たして、安倍政権が違法な手続きで成立させた違憲の「戦争法」による海外派兵隊員に対し、上と違った対応をするだろうか。「天皇の実態」を踏まえれば、それは、幻想というしかないだろう。天皇とは、あくまでも国家の側にある、国家と一体化した国家内存在であり、その日本国家へと国民―臣民を教導―「統合」する存在であることを、私たちは忘れてはならないと思う。

以上、現在の天皇制に関する二つの問題に絞って記した。天皇制の「反憲法性」が露出する「代替わり」のいまこそ、この列島に、「天皇制に対する自由で活発な論議よ起これ！」と、強く思う。そして、標記の拙著が、その論議の契機にならないか―なれないかと、願う。

（拙著『民主主義にとって象徴天皇制とは何か』より構成）

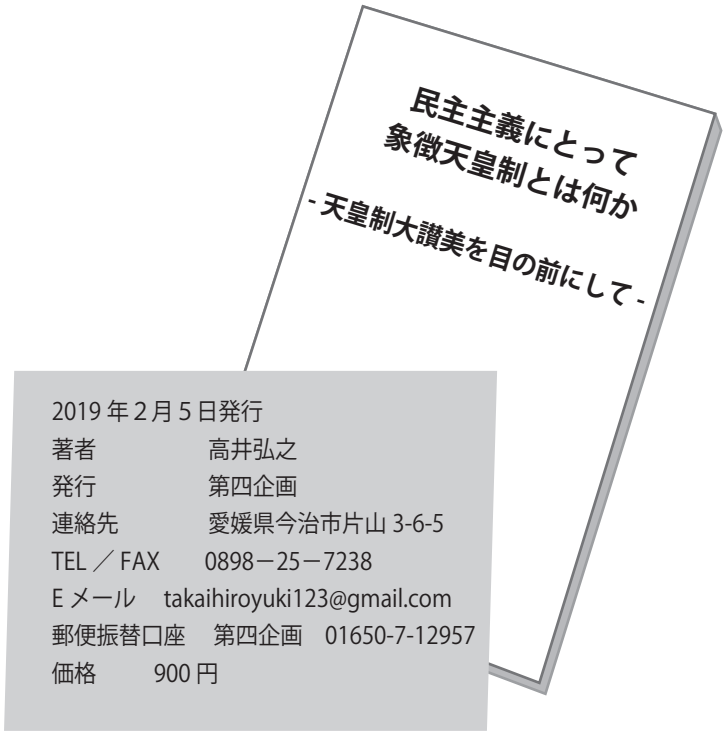

広島高裁・地裁・簡易裁判所の
過度な所持品検査（セキュリティーチェック）の廃止を求める

山川　滋（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

1 広島高裁・地裁・簡易裁判所の所持品検査の経過

2018 年 8 月末頃に、広島地方裁判所の HP に以下の「お知らせ」が掲載された。

入庁時の所持品検査の実施について

広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎本館において，平成 30 年 10 月 1 日 (月) から，入庁時に金属探知機等を使用した所持品検査を実施します。

入庁の際には，所持品検査を受けていただく必要がありますので，時間には余裕をもってお越しください。

所持品検査の実施に伴い，広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎本館の出入口は，正面玄関のみとなります。

所持品検査に御協力いただけない場合は，入庁できません。また，刃物等 (ナイフ，包丁，カッター，はさみ，カミソリ等) の危険物等を所持したままでの入庁も認められませんので，そのような危険物等は裁判所にお持ちにならないよう御協力ください。

利用者の皆様には御負担をお掛けいたしますが，庁舎内の安全確保のため，御理解と御協力をお願いいたします。

ペースメーカー等の医療機器をお付けになっている方や介助が必要な方は，警備員にお申し出ください。

法廷前における所持品検査について

危険物の持込みを防止し，安全を確保するため，法廷前においても所持品検査等を実施する場合があります。利用者の皆様には，御負担をおかけいたしますが，御理解と御協力をお願いいたします。

予告通り１０月１日から警備会社 ALSOK によって国内線並の、X 線による所持品検査とゲート方式による金属探知機検査が始まった。裁判所がいくらHPで予告していたからといって、来庁者に周知できるものではない。実は私たちは１０月３０日の呉教科書裁判判決日に裁判所に行ってびっくり仰天したのだった。

原告、傍聴人には心身の不調や障害、高齢による体調不良、車椅子の使用者など、バリアフリーを必要とする方が多数おられ、入口での煩雑な検査と、隣接の弁護士会館での報告集会に行くときにこれまで出られた北棟西玄関から出られなくなったので、出入り時に大きな負担がかかった。また、当日文房具として携帯している小さなはさみを没収され、住所名前記入と引き替え用紙を渡され不便を強いられた傍聴者や、ペースメーカー使用者は毎回入庁時にその旨を説明しなくてはならなくなった。来庁者は裁判所の言う「安全」と引き替えに、必要以上の不便と煩雑さと苦痛を強いられるようになったのである。

2 「広島高等・地方・簡易裁判所 合同庁舎本館に於ける過度なセキュリティーチェックの廃止を求める要望書」を提出

私たちは原告団、市民団体の賛同をいただき要望書を作成した。2019 年 2 月 19 日、10 名の市民と共に広島高裁と地裁の総務部担当者各２名に対して、所持品検査導入が市民に大きな負担を与えることを訴えると共に、この検査の必要性の根拠についての説明及び実施を決めた会議録の公開等を求める交渉を行った。（以下、要望書概要）

1　所持品検査の導入については、2017 年３月２７日付で最高裁事務総局刑事局が「裁判員裁判事件における金属探知機による所持品検査の実施について」において各裁判所に事務連絡した内容を、さらに６月１６日仙台の裁判所法廷内で傷害事件が発生したことを受けて発出した「刑事被告事件の法廷等の入口における所持品検査の実施について（事務連絡）」（最高裁判所事務総局刑事局第二課長　吉田智弘）を受けて、「刑事被告事件」に限り導入することを検討するよう通知するものになっているが、実際は裁判所を訪れる全ての市民に対して金属探知機を使用して所持品検査を行っている。

６月１６日付の事務連絡においても、以下のように刑事被告事件の法廷等の安全確保のための必要最小限の限定的な所持品検査を検討するように連絡しているだけであって、裁判所への一般の来訪者全員に対して金属探知機検査をする内容ではない。連絡内容の不当な拡大解釈である。

刑事被告事件の法廷等の入口における所持品検査の実施について（事務連絡一部抜粋）

・・・被告人を含む事件関係者や傍聴人により危険物が法廷に持ち込まれることを未然に防ぐため、裁判員裁判事件に限らず、安全確保に係る情報について、当事者等からの情報収集を一層密に行い、収集した情報をもとに、事案の内容や被告人を含む関係者の日頃の言動、関係者間の人的関係等に照らし、危険物の持ち込みの危険性を否定できない事案については、金属探知機を用いた所持品検査の実施等を積極的に検討してください。（事案によっては、金属探知までは行わず、所持品検査のみを実施することも考えられます。）・・・（下線は当会）

---

2 「裁判の公開」は憲法８２条によって保障された大原則である。市民に開かれた裁判所にすることは、裁判所を市民により身近な存在にし、かつ司法への信頼を高めることにつながる。これは、裁判員裁判の制度の中で裁判所自らが主張してきたものだ。地方裁判所長の着任挨拶で、「・・・広島地方裁

判所が・・・広島県の皆さんに，我が国の司法制度が身近で頼りがいがあるものだということを実感いただけるよう・・・全力を尽くしてまいりたい・・・。」と述べ市民に裁判所を開くことを明言している。

しかし今回の所持品検査の導入で出入口が正面玄関のみになり、心身に障害のある人や体調不良の人、天候不良の時期には裁判所を利用する多くの人々に多大な負担をかけ、市民にとって裁判所が閉鎖的になった。今回の措置は、開かれるべき裁判所のありかたに逆行するものである。

3　この厳重な民間委託された所持品検査は、大掛かりな金属探知機の年間リース代や多数の民間警備会社警備員を連日朝から晩まで配置するため、人件費等の経費は相当な額にのぼる。格差貧困の拡大が問われている中で、多額の税金を使う不適切なセキュリティーチェックは、税金の無駄遣いである疑念が生じる。

4「凶悪犯罪や人間関係のこじれた傷害事件の公判など、法廷内での傷害事件等が事前に予想される場合」とありますが、そもそも、刑事事件になる裁判とは「人間関係のこじれ」によるものが一般的である。「凶悪犯罪」事件の場合でも、法廷内及び裁判所庁舎内におけるさまざまな事態に際しては、裁判長の法廷警察権を行使し、対応してきたので、「法廷内での傷害事件等」はこれまでなかった。

それでもなお、裁判体、弁護士、検察が綿密な調査検討を行い、法廷の開催に危険性が排除できない場合に限り、その法廷に限定して、入廷者に理由を明示した上で、必要最小限の安全確認をするべきである。

結語

以上の理由により、今回導入された過度に厳重なセキュリティーチェックの廃止を、賛同原告団 14 団体、賛同市民団体 31 団体、賛同個人 78 名と共に強く要望する。

3　広島高裁、地裁からの口頭回答に対する交渉

3 月 14 日、14 名が裁判所交渉に参加して意見を述べた。冒頭、裁判所（高等、地方裁判所総務課から各 2 名）は、10 月 1 日開始の所持品検査は最高裁事務連絡に基づいて行ったのではなく、高等・地方裁判所が協議して庁舎管理権に基づき導入したと回答した。規則の変更、検査導入の根拠となる危険な行為や事件が過去広島の裁判所で発生したのかどうか問いただしたところ、「知らない」と回答し、過去危険な事態はなかったことが分かり、規則変更の根拠となる立法事実がない不適正な導入の疑いが濃厚になった。そこで、規則変更のための意思形成過程を検証するために当該会議録の開示請求をした。

続けて、要望に対して「現在行っている所持品検査は変えない。入庁者には不便をかけるが、理解と協力をお願いする。」と当方の要望を全く受け入れない回答をした。

また、検査には高額の導入・維持・管理費用がかかっていると考えられるので、契約文書の公開を求めた。

検査システム導入にあたり、導入の是非、運営方法等について司法関係者および主権者である市民の意見を聞いたかどうか問うたところ、広島弁護士会や市民の意見を聞かず裁判所が一方的に導入したことが分かった。

広島弁護士会は本年 3 月 1 日に意見書を裁判所に提出した。
（以下、意見書要旨）

1　広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎（以下「広島高裁等庁舎」という）における入庁時検査の実施にあたっては、来庁者のプライバシー権、人格権等の人権を侵害することのないよう、また、その実施が市民による裁判手続の利用や裁判の傍聴を躊躇させることのないよう、十分に配慮することを求める。

2　広島高裁等庁舎の出入口が同庁舎南棟正面玄関の 1 か所のみとされた点について、同庁舎に少なくとも 2 か所以上の出入口を確保することを求める。

交渉で、参加者から出入口について、裁判の開始と終了の時刻が重なるとき、出入口が 1 カ所であると心身に負担の大きい人は混雑して危険であること、裁判終了後弁護士会館へ行くことが多いことを挙げて、北棟西出口使用の要望を出したところ、申し出があれば検討するとの回答を得た。当日、交渉後弁護士会館で報告集会をするので北棟西玄関の使用を求め、使用をすることができた。今後、他団体も裁判終了後、弁護士会館に近い北棟西玄関を出口に使うことをぜひ要望していただきたいと思う。

開かれた裁判所の理念に反する、立法事実なき管理規則の変更、庁舎管理規則変更に係る会議録の有無、民間警備会社との契約経費の適正性、関係者や市民の意見の聴取なき強行導入、利用者に過大な負担をかける不適切な出入口の設定等の問題が明らかになった裁判所交渉だった。

今後教科書ネット・ひろしまは、賛同原告団・賛同市民団体と連携し、今回の回答の問題点及び開示資料を整理し、要望書（又は請願）を提出し、過度な所持品検査廃止の裁判所交渉を進めていくので多くのご支援をいただきたい。

大阪地裁、大阪高裁の庁舎に入る車いすの男性。
このあとボディーチェックと所持品検査を受ける
＝11 月 15 日日、大阪市（福井新聞）

初の原発建設を白紙撤回したベトナム訪問

渡田正弘（グローバリゼーションを問う広島ネットワーク）

去る 2 月 22 日から 1 週間ベトナムを訪問しました。沖縄大学の吉井美知子教授が主催された学生対象のスタディーツアーに便乗参加し、元原発建設予定地（ロシアと日本が 2 カ所で建設予定、2016 年に政府が白紙撤回）を中心に見聞したので報告します。

吉井さんは、ベトナム人と結婚され、ベトナム在住期間も長い。専門はベトナム NGO 研究で、伊藤正子京大大学院准教授との編著書『原発輸出の欺瞞 - 日本とベトナム、「友好」関係の舞台裏』（明石書店）がある。この本を読めばベトナムへの原発輸出の背景と問題点が理解できる。ぜひ読んでほしい。

1、ベトナム基礎知識

基礎情報

ベトナム（ベトナム社会主義共和国）の面積は日本の約 90%。人口は、約 9600 万人。民族構成は、キン族が 86% を占め、53 の少数民族がいる。宗教は約 80% が仏教で、キリスト教（約 9%）、イスラム教、カオダイ教など。公用語はベトナム語（発音には 6 つの声調がある）。

出国用の予約航空券があれば 15 日以内滞在ならビザ不要。福岡からホーチミン市（旧サイゴン市）までの直行便で約 6 時間。時差は日本の 2 時間遅れ。

政治・経済

1976 年の南北統一以降、共産党の一党独裁支配が続く。国と党の最高人事は、国家主席（大統領）、首相、党書記長の 3 職。国家主席は儀礼的で実権は小さい。首相は行政の責任者で、書記長が最高実力者。集団指導が定着しているが、批判勢力がないので腐敗は後を絶たず。もちろん、言論の自由はない。政権への不満はインターネット上で政治的発言がなされるが、弾圧もされる。国境なき記者団による報道の自由度調査（2017 年度）では 180 カ国のうち下から 6 番目で長年向上していない。

1986 年に改革路線「ドイモイ」（市場経済導入と対外開放の 2 本柱）を導入。1978 ～ 89 年のカンボジア侵攻で国際的に孤立したが、1991 年にベトナムの後ろ盾だったソ連が崩壊し、全方位外交に転換。1995 年に東南アジア諸国連合に加盟し、米国との国交回復。2007 年に世界貿易機関（WTO）に加盟。2018 年 3 月に環太平洋連携協定（TPP）に署名。

長年の電力不足は大型火力発電所の建設で徐々に改善し、建設準備が進んでいた原発計画が 2016 年に撤回され、火力と再生可能エネルギーに軸足が移された。

一方、経済拡大の陰で起きた社会問題として、貧富の格差、麻薬、売春、環境汚染の弊害がある。交通事情もよくないが、公共交通の整備も本格化している。

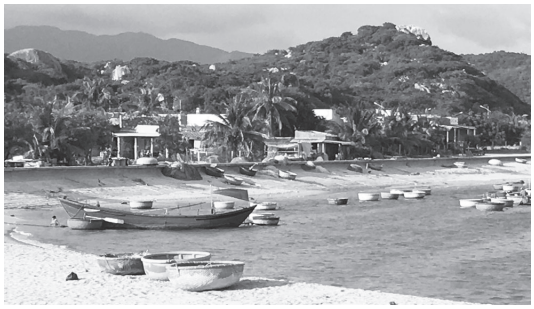

タイアン村の漁村（日本の元原発建設予定地）

2、日本とロシアの元原発建設予定地-ニントゥアン省

日本の元原発輸出予定地－タイアン村

ベトナム南部のニントゥアン省までホーチミン市から車で約 6 時間。この地域は雨が少なく、稲作には不向きで、ごつごつした岩山が多い。ブドウ畑が広がる風景を眺めながら、日本の元原発建設予定地（ニントゥアン第 2 原発）の漁村に向かった。村では子どもが目立ち、街ものんびり明るい雰囲気。ついでに立ち寄ったという感じでさりげなく海沿いを歩き写真を撮った。漁網を積んでバイクで通りがかった女性に笑顔で会釈したら、よそ者の私たちに驚きながらも笑顔で返してくれた。美しく静かな普通の漁村である。ベトナム漁船の色は明るい青が基調でとても美しい。

公式には取材目的で撮影やインタビューするには入村も含め許可が必要。もちろん申請すれば不許可となる。この地域では原発建設計画が中止となり、土地の有効活用策として急速にブドウ園が拡大しているようだ。

ロシアの元原発建設予定地－ヴィンチュオン村

ロシアが建設予定だったニントゥアン第 1 原発の予定地は、風の強い海岸沿いにある。後背地には苦難を乗り越え千年以上住み続けている少数民族チャム人の村が多く存在する（原発から 6 キロ～ 30 キロの範囲内に 27 集落あり約 7 万人居住）。ここで仮に事故がおきればチャム人の地域は放射能の直撃に晒される。

予定地だった長い海岸沿い地域は、現在は漁船も少なく寂れた小さな漁村の趣。2012 年より再定住区の建設と住民立ち退きが進み、整地や原発への送電網整備、海岸道路は拡張は済みなのだ。周辺の山裾には風力発電の風車がいくつも並んでいた。原発建設が中止になったので太陽光発電用のパネル設置が急ピッチで進んでいる。広大な敷地が十分確保されているようだが、今後の動きは不透明。

3、石炭火力発電所と製鉄所建設計画

ヴィンタン石炭火力発電所

ニントゥアン省の南隣に位置するビントゥアン省に中国資本が建設・運転するヴィンタン石炭火力発電所がある。海岸沿いの広い敷地内に 4 本の煙突が見える。4 基（ヴィンタン 1 ～ヴィンタン 4）の発電ユニットがある。従業員宿舎らしき建物も敷地内にある。周辺には従業員相手と見られる商店等があり、中国語の看板が目立つ。

大気汚染に怒り住民が道路封鎖

この発電所は 2014 年に大きな大気汚染公害を引き起こし、住民が国道 1 号線を封鎖する激しい抗議運動が起きた。経過は以下の通り。ヴィンタン 2 が 2014 年 9 月稼働以来、毎日 1500 トンの石炭灰を排出し、トラックで運び出し周辺に野積みしていた。風が吹くとこれが大気を汚染し、空が真っ黒になり、特に子どもの喘息被害が深刻となった。しかし、度重なる陳情にもかかわらず事態が好転しないので、住民が怒り幹線道路を約 30 時間バリケード封鎖したのだ。当初は非暴力の座り込みだっ

たが、公安が催涙弾を使用したことで、投石や火炎瓶まで登場し、けが人数十人の事態になったそうだ。

日本資本も参入

ヴィンタン 4 には、日本から国際協力銀行と三菱東京 UFJ 銀行との協調融資、そして日本貿易保険（NEXI）の付与もされている。建設工事は三菱商事と韓国企業のコンソーシアムが担当し、タービンと発電機は東芝が納入予定で建設は進んでいる。それに対し日本の NGO5 団体が環境社会ガイドラインの順守を要求する共同声明を発表している。

カーナー製鉄所建設計画

カーナーは、ニントゥアン省南部の海岸に位置し、風光明媚な場所。しかし、雨が少ないので農業に適さず、広大な荒野が広がり、チャム人が牛の牧畜に利用する僻地であった。

2016 年 8 月、ベトナムの大企業体「ホセアングループ」がカーナーに大製鉄所を建設する計画を発表した。計画は単に製鉄所だけでなく工業団地や国際港湾建設を含む大規模なものでニュースとなった。しかも、この製鉄所計画は、同年 4 月に起きたばかりの「フォルモサ事件」との関連でマスコミも大きく取り上げた。

吉井美知子さん（左）とチャム人詩人インラサラさん

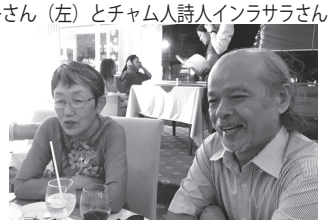

フォルモサ事件

フォルモサ事件とは、フォルモサ・ハティン・スティール社（台湾プラスティック、台湾・中国鋼鉄、および日本の JFE スティールによる合弁企業）が、ベトナム中部ハティン省の海岸に製鉄所を建設し 2016 年 4 月に試運転を開始したが、廃液を南北 200 キロに渡り流出させ、魚の大量死を引き起こした事件。漁業は壊滅、工場の潜水夫が死亡、魚介類を食べた住民の健康被害も出た。しかも、拡張工事のためと称し住民を強制立退きさせるなど人権侵害も起こした。

同年 6 月ベトナム政府がフォルモサ社と話し合い 5 億米ドルの賠償金を受け取り、稼働を了承。しかし、賠償額は地元民の被害に全く見合わず、大きな不満を残した。

政府が計画の一時中断を決定

地元住民は、フォルモサ事件が続行中のタイミングでの製鉄所計画に驚き、事件の再現はごめんだと危機意識を強めた。ところが、政府は 2017 年 4 月に首相決定でカーナー製鉄所計画の一時中断を発表。中断の主な理由は、①市場動向の再見極め、②フォルモサ事件の教訓から環境影響の再検討、③総投資額と資材調達先の再検討、を挙げている。

③は原発同様に資金面の問題であるが、②は世論への配慮ともいえる。ただ、白紙撤回ではなく、中断なのでチャム人を始め地元住民にとって不安は消えない。

4、ストリートチルドレン施設と枯葉剤被害児の孤児院

ストリートチルドレン施設

この施設は、ツアーでお世話になった吉井さんの夫が 1984 年に設立した NGO「ホーチミン市ストリートチルドレン友の会」（FFSC）が公的援助を受けず民間の寄付で運営。ドイモイ政策で経済が発展する一方で貧富の格差が広がり、取り残された子どもたちが学校にも行けない現実がある。宿泊施設、無料

街中の道路を占拠するバイクの大群

ストリートチルドレン施設の子どもたちと設立者（右）

授業、職業訓練などを提供している。ノーベル平和賞受賞者のマザー・テレサが何度か訪問し、吉井さん夫妻と協力事業の会合も開いた施設だ。

枯葉剤被害児の孤児院

ベトナム戦争中に米軍が撒いた枯葉剤の影響で、現在も被害児が生まれている。被害児や孤児を受入れている仏教寺院を訪ねた。寺院のスタッフと共に、日本人を含む海外からのボランティアが 2 ～ 3 歳児と思われる子供たちの世話をしていた。枯葉剤は広範囲に撒かれているが正確な汚染状況が把握・周知されておらず、知らずに汚染地下水を飲み続け被害に会う事例が今も絶えないという。ベトナムの将来を担う子供たちが一番の被害者である。戦争の罪深さを思い知らされる。

枯葉剤被害児の孤児院（仏教寺院）

5、私たちの課題－日本の政府と企業を監視すべき

現在、“出稼ぎ” 目的で来日するベトナム人が急増している。今年の 4 月から改正入管法が施行され、単純労働外国人の受け入れ解禁となるが、外国人労働者の基本的人権を尊重する受け入れ体制が未整備だ。ベトナム人をはじめとする技能実習生に対する “奴隷労働” の実態が過去に何度も告発されている。ベトナム人の “奴隷労働” が支えている日本社会の現実を私たちは恥じるべきだ。

また、今回のツアーでも日本資本のベトナム進出増加が確認できた。原発輸出は白紙撤回されても、火力発電所や製鉄所建設に関与する日本企業は続く。私たちは建設地住民を苦しめる日本企業の責任を追及する必要がある。そうしなければベトナムの人びととの真の友好関係は築けない。

共生考～番外編Ⅱ～

笹川俊春（共生フォーラムひろしま理事）

はじめに

前回はマイノリティが日々の生活の中で感じている“生きづらさ”について私の個人的な体験を通して考えてみた。マイノリティとしてのアイデンティティに目覚めると、「周りの人間（マジョリティ）とは違う存在」としての自己を意識する。それは自らの内面に抱え込むしかないものであるがゆえに、深く潜行し、やがて“生きづらさ”の感覚となってマイノリティを精神的に追い込む。

一方で、その“生きづらさ”が現実の法や制度に関わってくると心理的な“生きづらさ”とはまた別次元の問題となる。一般に人間社会の法や制度は、その社会のマジョリティが自らの「正義」に基づいて作り出す。しかし、マイノリティにとって、その「正義」は必ずしも公正とは言えない。だから、公正さを求めるとマジョリティの「正義」に反する事態も起こりうる。そうした時、法や制度は現実的な力となってマイノリティの思想・信条や生き方までも束縛する。それでも社会的な公正を求めようとすれば、やむなくマジョリティのルールに則り、マジョリティの法廷に委ねるしかない。今回はそうした法や制度に関わるマイノリティの“生きづらさ”を、二つの裁判を通して考えてみたい。

指紋押捺拒否闘争

今から 30 年以上も前、在日コリアンが全国的な規模で繰り広げた指紋押捺拒否闘争は、公正を求めたマイノリティがマジョリティの法や制度＝「正義」に立ち向かった一大闘争だった。それは当時の在日本大韓民国居留民団（現在は在日本大韓民国民団）、とりわけ韓国青年会の主導によって全国各地に広がり、ここ広島でも多くの在日コリアンが外国人登録時の指紋押捺を拒否した。

広島県内で初めて指紋押捺を拒否したのは韓国青年会の三人の青年であった。三人は自らの存在を賭し社会的公正を実現させるために、マジョリティの法に抗い、法そのものの不公正を糾弾した。平和公園内でのハンストの決行、警察による逮捕、検察による起訴、それはまさに命を削る闘いであった。結局、三人は協議の末、二人は略式起訴を受け入れることとし、残る一人が法廷で争うことになった。こうして 1986 年広島地裁で指紋押捺拒否裁判が始まる。

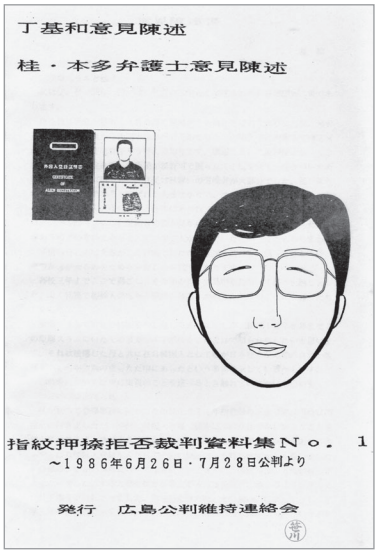

当時、私は広島市内にある私立高校の教員をしていた。日本で生まれ育った在日コリアンは生まれた時に外国人登録をする。そして、16 歳で初めての登録切り替えを迎え、指紋押捺を強要されるのである。それは自らがマイノリティであることを法や制度の強制力によって思い知らされるという意味で、「負のイニシエーション」にほかならず、その象徴としての指紋押捺は 16 歳のマイノリティの身体に加えられる暴力そのものであった。

国家が法の名の下に振りかざす暴力に対抗することは 16 歳の若者には至難の技である。しかし、全国に広がった指紋押捺拒否闘争は若者の心を目覚めさせ、鼓舞した。多くの 16 歳が初切り替え時の指紋押捺を拒否したのである。私の勤務する高校に在籍していた在日コリアン生徒の一人も「人権を無視された気がする」と窓口の職員に訴え、押捺を拒否した。その後、日本名で生活していた彼は、校内で同世代の高校生に自らの思いや境遇を語ることもなく、沈黙を強いられ続けた。家には役所から押捺を促す電話が頻繁にかかってきたという。未成年である高校生の人権に配慮してほしいという学校の要請は無視された。２年後、高校３年生になり、進路選択を迫られる時期に、彼は役所の説得に応じ指紋を押した。今思えば、押捺拒否を続けた２年間の彼の苦悩や葛藤に私は向き合い切れていなかった。ただ見守るしかなかった。忸怩たる思いが残る。しかし、幾ばくかの彼との関わりもあり、私は広島の指紋押捺拒否裁判が始まった当初から、裁判を支援する市民の会「広島公判維持連絡会」の末席に名を連ねていた。

さて、1986 年に始まった広島での指紋押捺拒否裁判は 1989 年になって思わぬ結末を迎える。1989 年１月７日昭和天皇が死去する。前年の夏以降、「下血」を繰り返し、大手マスコミは連日、天皇の容体をトップで伝えた。自粛の嵐が吹き荒れ、自粛しない者はまるで「非国民」扱いであった。そして１月７日昭和天皇は死去する。翌２月政府は昭和天皇死去に伴う恩赦を発表。外国人登録法違反で裁判中の被告全員を免訴とした。こうして全国各地で行われていた指紋押捺拒否裁判は終結することとなった。

この免訴という名の国家による裁判の放棄を決して忘れてはならない。日本国家が行なった「免訴」とは、社会的公正を求めた者に対して、何が公正かを判断もせず、ただ、自分たちの「正義」だけが公正だと言い募り、「あっかんべー」をして立ち去る行為にほかならない。日本人である私たちは自分自身に向かって「恥を知れ」と繰り返すしかない。ただ、その言葉を免罪符にしてはならない。

消費税裁判

指紋押捺拒否裁判と同じ次元で語ることはできないが、社会的公正を求めたがゆえに被告にされ、しかも、原告から「あっかんべー」をされた経験が私にはある。それは私自身が被告になった「消費税裁判」である。時期も同じ 1989 年であった。

1989 年 10 月初旬、私は広島地方裁判所から一通の封書を受け取った。「呼出状」である。民事訴訟の被告として 11 月1日に開かれる公判に出頭せよ、との命令であり、さらに、公判前には答弁書を２通作成し提出せよとあった。そこまで読んで、一体どういうことかという疑問となぜ自分がという戸惑いとで頭の中が混乱した。しかし、同封してあった原告の訴状を読んで疑問は解けた。ただ、戸惑いは消えなかった。

原告の訴状には「被告は原告に対し、金一三、五〇〇円を支払え。」とあった。少し説明が必要なので経緯を簡潔に述べる。当時、私は賃貸マンションに家族３人で暮らしていた。前年の 1988 年４月に入居し、７月に子どもが生まれた。そして、この年、日本初の大型間接税として大きな議論を呼んだ消費税の導入が決まった。12 月 30 日に「消費税法」が施行され、翌 1989 年４月１日から実施された。これを受けて、家主は消費税の実施を理由に翌月の５月から家賃を値上げすると通告してきた。家賃の３ ％ に当たる額の値上げである。私はこの値上げが便乗値上げではないかと考えた。

消費税の仕組み

ここで消費税の仕組みを確認しておこう。高校の教員をしていた頃、生徒と消費税について話すとほとんど全員が次のような誤解をしていた。100 円の商品を買うと現状の８ ％ であれば８円の消費税を払う。その払った８円の税金はそのまま国庫に納められるという誤解である。これは間違いだ。消費税を収めるのは商品を購入した消費者ではなく、商品を販売した事業者である。ただ、私たちが払った消費税がすべて国庫に納められるかといえば少々疑問が残る。それは免税業者が存在するからだ。1989 年の導入時には年間売り上げが 3000 万円以下の事業者は消費税の納税が免除されていた。私が便乗値上げだと考えたのはこの免税制度のことが頭にあったからだ。私が住んでいた賃貸マンションは全戸数 24 戸であり、家主の年間家賃収入が 3000 万円を超えるとは思われなかった。さらに４月からの消費税実施は既定の事実であったにもかかわらず、５月から値上げというのも腑に落ちなかった。

裁判、受けて立つ

私は質問状を家主に送った。正当な消費税分の値上げなら支払うので免税業者ではないことを示してほしい、という内容だった。しかし、無視された。電話でも不動産業者や顧問弁護士と多少のやりとりをしたが、納得のいく回答は得られず、私は値上げ分の家賃の不払いを決め、実行した。その結果が 10 月の裁判所からの出頭命令である。一切の説明を拒否し、いきなり訴訟に持ち込んだやり方に戸惑うとともに怒りさえ覚えた。裁判にすればビビってすぐに払うだろうという傲慢な意図が透けて見える。ここまでくれば徹底的にやるしかないと腹を括った。しかし、裁判にはど素人の私に何ができるのかという不安も大きかった。

初公判を前に、何ができるかをパートナーと一緒に考えた。結論はマスコミに情報を流すことだった。インターネットもなく SNS もない時代である。あらゆるツテをたどって、新聞

1989. 10. 31
中国新聞(朝)

家賃の消費税上乗せ拒否

入居者を家主が提訴

家賃に上乗せされた消費税三％は便乗値上げかどうか、を争う訴訟の第一回口頭弁論が一日、広島地裁である。広島市西区井口台二丁目のマンションの家主(六)が、上乗せ分の支払いを拒んだ入居者の高校教師(三四)を相手取り、未払い分の一万三千円余りの支払いを求める訴えを起こしたが、教師側は「免税業者とみられる家主の値上げは、便乗値上げ」と、法廷で消費税論争を挑む構えだ。

訴状や教師の話によると、教師は昭和六十二年三月、一カ月の家賃七万五千円で、このマンションに入居した。ところが、消費税が導入された今年五月、家主は「消費税三％分の二千二百五十円を、上乗せして払うように」と通知してきた。教師は、家主が消費税の免税業者かどうか確認が取れなかったため、三％の上乗せ分を支払わないでいた。

すると十月初め、家主は五十月の半年間の未払い分計一万三千五百円の支払いを求める訴えを、広島地裁に起こした。

消費税法では、年収三千万円以下の業者は消費税の納入を免除されている。教師は「家主側に聞いても免税業者かどうか言わない。仮に免税業者なら、消費税の名目で値上げするのは便乗値上げで不当」と主張。家主側は「免税業者かどうかにかかわらず、家主は修繕、管理上などでその都度、消費税分を負担してもらう」と反論している。

消費税の苦情は、広島国税局で四月から設けられ、これまで客員値上げが訴訟に発展したケースは異例である。

社やテレビ局に接触し状況を説明した。すると、どの社も興味を示し、特に地元の中国新聞は公判の開かれる前日 10 月 31 日の朝刊に四段抜きの見出しをつけた記事を掲載してくれた。この効果は大きかった。

11 月１日の公判は「人定質問」と次回公判の日程設定だけで、ものの 10 分で終了した。ただ、私としてはマスコミ各社の取材を利用し、自らの主張を発信することはできた。しかし、裁判は意外な結末を迎える。12 月初旬、私は裁判所から二通目の封書を受け取った。次回公判の通知かと思い、中身を見て驚いた。同封されていたのは原告弁護士の名で提出された「訴の取下書」の副本（コピー）だった。こうして「消費税裁判」は終わった。この一連の出来事を私は勝手に「消費税裁判」と名付けた。ただ、裁判そのものは私の主体的な選択ではなかったし、私は消費税の是非を問うたわけでもない。制度の社会的公正さを問うたに過ぎない。２年数ヶ月後、最後まで不払いを続け私は転居した。

おわりに

指紋押捺拒否裁判は法による基本的人権の侵害を告発した裁判であり、「消費税裁判」は消費税の免税という制度の公正さを問題にした裁判であった。人間社会には規範や秩序が必要である。その規範や秩序が法や制度として実体化されると現実的な力を持つようになる。しかし、その規範や秩序は多くの場合マジョリティの「正義」に基づく。ゆえに、それが社会的公正という観点を失ったまま法や制度として実体化されると、現実的な力となってマイノリティの自由を束縛し、身体への暴力として現象化する。「優生保護法」にまで行き着けばもはやマイノリティの抹殺である。

ここで取り上げた裁判は 30 年前の出来事である。しかし、今もマイノリティへの差別や排外は止まず、社会的公正を求める人々の思想・信条は一顧だにされない。それでも、「朝鮮学校無償化除外裁判」や「夫婦別姓訴訟」の原告として主体的に法や制度の社会的不公正を糺す人々が存在することに勇気付けられる。

第 21 回許すな！憲法改悪全国交流集会 in 広島　　東北アジア非核地帯に向けて

菱山南帆子さん

高良鉄美さん

石口俊一さん

川后和幸さん

朱帝俊さんよりキャンドルデモのバッジを受け取る高田健さんの

2 月 9 ～ 10 日、広島弁護士会館で第 21 回許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会を市民連絡会と広島県９条の会ネットワークの共催で行いました。19 年の改憲発議をさせない、アジアの非核･平和実現に連帯していこうと、18 都道府県から 160 人が集まり交流しました。公開集会は、若い菱山南帆子さんの挨拶に始まり、高橋博子さん（名古屋大学大学院法学研究科研究員）による講演、韓国から朱帝俊（チュ・ジェジュン）さん、沖縄から高良鉄美さん（琉球大学教授）、北海道から川原茂雄さん（北海道市民の風共同代表）がそれぞれ報告していただきました。最後に、広島県９条の会ネットワーク事務局長石口俊一さんの挨拶で公開集会を締めくくりました。交流集会では、まず最初に、ヒロシマ 1000 人委員会の金子哲夫さんと、広島憲法共同センターの川后和幸さんの２人から連帯の挨拶をしていただきました。そして全国各地からの報告や悩みなどを出しあい、意見交換をしました。

2 日目の終わりに、高田健さんから９点の課題の提起がありました。

（1）改憲阻止に向け 3000 万署名運動を活用する、
（2）辺野古新基地建設断念のために沖縄県民投票を勝利させよう、
（3）統一地方選、特に首長選挙は市民と野党の共闘をすすめ、北海道の知事選に連帯しよう、
（4）　沖縄３区の衆院補欠選挙を勝利させよう、
（5）「５・３憲法集会」を統一行動として最大限に取り組む、
（6）憲法審査会が強行再開されたら改憲手続き法（国民投票法）の問題点をひろめる、
（7）参議院選挙は「市民と野党の共闘」で勝利し、ダブル選挙も想定して３／２を許さない闘いをしよう、
（8）日朝民衆連帯の運動にとりくむ、
（9）各地の課題にとりくむ、などが提起され、今国会を安倍内閣最後の国会にしよう！

（公開集会）
　開会あいさつ　菱山南帆子さん（市民連絡会事務局次長）
　メイン講演　　高橋博子さん（名古屋大学大学院法学研究科研究員）
　各地からの報告
　　韓国　チュ・ジェジュンさん（朴槿恵退陣非常国民行動・記録委員会）
　　通訳（加藤正姫さん）
　　沖縄　高良鉄美さん（市民連絡会共同代表　オール沖縄共同代表）
　　北海道　川原茂雄さん　（北海道市民の風共同代表）
　　閉会あいさつ　石口俊一さん（広島県９条の会ネットワーク事務局長）
（交流会１）
　　連帯あいさつ　1000 人委員会から金子哲夫さん
　　共同センターから川后さん
　　改憲をめぐる情勢　　高田健さん　　全国各地の報告
（交流会２）2 月 10 日　９時～　　19 年の方針など討論

朱帝俊さん

通訳　加藤正姫さん

川原茂雄さん

金子哲夫さん

新田秀樹さん

沢田正さん写真提供

講演：「核抑止論大国日本からの脱却」

高橋博子（名古屋大学大学院法学研究科研究員）
- 市民連絡会 2 月 25 日発行「私と憲法」より

「東北アジア非核地帯に向けて」という大きなテーマですが、日本が核抑止論大国である現状をどう打開していくかが大事です。2016 年４月１日に安倍政権は、核保有は憲法に違反しない、と閣議決定をしました。日本国憲法第９条では、武力を持つことはもちろんのこと、威嚇することを禁じています。ところが、現政権の解釈によれば、このように謳われている憲法に核兵器が違反しないという、このとんでもない認識は、どこから来ているのでしょうか。

私の父は 1958 年当時、京都大学学生でした

同学会（学生自治会）は、1951 年に総合原爆展を開催しました。朝鮮戦争で再び核兵器が使用されるのではないかという恐れの中で、学生たちを中心に原爆展を春の学園祭で開催し好評を得たので、更に百貨店で開催し、一般の人も見ることができました。同学会が主催者となって占領下で実施していきました。その後、天皇が京都大学を訪問したときの混乱を理由に同学会は解散させられてしまいました。原爆展は実施できたが、アメリカ、日本の当局側は、同学会をつぶすことを狙っていたのだと思います。1958 年に同学会を再建しようという運動が起こりましたが、大学側が学生を処分しました。この処分に対して学生たちはハンガーストライキをしました。大学１年生であった父は、「ハンストは、権利なんだ」と新聞に書いていました。

今、沖縄の県民投票のために元山さんが、ハンガーストライキをされていましたが、それに対して、自民党議員の秘書が、テロ行為だと、とんでもないツイートをした。ツイート自体がテロ行為だと思うのですが、非暴力で訴える手段に対してテロ行為だという。ハンストは、父が言うように正当な権利の行使だと思いますし、その訴えに対して、みんなが何とかしようと思うことが大事だと思いました。

憲法は、アメリから押し付けられたという論者がいまだにいます。私は、憲法はプレゼントで、いい影響は受けていると思っているのですが、一方で、憲法以外のものも戦後の日本において押しつけられ続けている。それは、アメリカ合衆国憲法の修正第２条［武器保有権］の発想です。

修正第２条には、「規律ある民兵団は、自由な国家の安全にとって必要であるから、国民が武器を保有し携行する権利は、侵してはならない」と述べられています。この条項は、1791 年に成立して、200 年以上経とうが、これを論拠にアメリカ人は、ピストル・銃を手放さず、武器を保有し続けています。ですから、「武器を持って自分を守る」というアメリカ流の発想が、押しつけられているのだと思います。押しつけられているのは、憲法ではなくて、暴力的な発想と、それに基地だと思います。昨今渦巻いている、核抑止論・基地抑止論、暴力による脅しの行為、モノ扱い、排外主義を、これらをどのように覆していくのか、崩していくのか、そこが問われていると思います。

一方、アメリカ合衆国憲法の修正条項には、我々がぜひ共有すべき条項があります。それは、修正条項第１条［信教・言論・出版・集会の自由、請願権］［1791 年成立］です。連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穏に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。眺めていて、元気が出ると思います。日本国憲法の中でも、第 19 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、第 20 条「信教の自由……」、そして、第 21 条「集会、結社及び言論、出版の自由……」と、謳われています。ですから、みなさんが、こうして集まって自由に発言すること、私も自由に発言することが、憲法で保障されています。

ところが、この広島で残念なことが昨年起こりました。

市の職員が、道路交通法を持ち出して、ビラ配りをしていた人たちに対して「警察に届け出たか」と言ってきた。また、市のホームページに「道路上でビラを配る場合は警察に聞くこと」と Q&A の形で市の見解を出していた。弁護士をはじめ良識的なみなさんが、異議を申し立てて、ホームページの情報は撤去されました。というのは、道路交通法では、そういうことが、一切決まっていないのです。確かに第 77 条に「一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為」は警察の許可が必要だ書かれています。しかし、ビラ配りは通行を妨害しているわけではない。当然、ビラ配りは該当しないのです。法律は翻訳もされていて、法務省のホームページには、「that would have a serious effeect on public traffic」と書いてあります。「深刻な影響を及ぼす場合は」と書いている。ですからビラ配りは、法律違反でも何でもない。それなのに、市は、警察に届けるようにと言ってきたのです。

核抑止論に依拠する日本政府の二枚舌

日本政府が、いかに核抑止論者であるかを話す前に、日本政府は何をしてきたのかを話したいと思います。
原爆投下直後に「新型爆弾へ防空総本部の注意」を住民に出し、「防空総本部の指示通りに行動すれば『新型爆弾をさほど惧れることはない』」、「物陰に隠れれば大丈夫」と言っていました。

「新型爆弾へ防空総本部の注意」・・・新型爆弾に対して防空総本部では九日対策（その二）として次の如心得を発表した

一、新型爆弾に対して退避壕は極めて有効であるからこれを信用し出来るだけ頑丈に整備し、利用すること

二、軍服程度の衣類を着用していれば火傷の心配はない。防空頭巾および手袋を着用してをれば手や足を完全に火傷から　保護することが出来る

三、前述の退避壕を咄嗟の場合に使用し得ない場合は地面に伏せるか堅牢建造物の陰を利用すること

四、絶対に屋内の防空壕を避けて屋外の防空壕に入ること

八日発表した心得のほか以上のことを実施すれば新型爆弾をさほど惧れることはない、なほ爆弾に対する対策は次々に発表する

ところが、日本政府は対外的には、まったく逆のことを言っています。「米国政府は今次世界の戦乱勃発以来再三にわたり毒ガスないしその他の非人道的戦争方法の使用は文明社会の世論により不法とせられおれり」とし、原爆を不必要な苦しみを与え、生物化学兵器以上に非人道的な兵器、当時の国際法違反の兵器としてスイス政府を通じて米国に対して抗議を行っていました。ハーグ陸戦法規を引用しながらアメリカ政府に抗議を行っていたわけです。国内向けには「新型爆弾は恐ることはない」といいながら、対外的には「毒ガス以上の残虐な兵器」と抗議をするという典型的な二枚舌です。

しかし、それ以降、日本政府は原爆に対して抗議をおこなっていない。それどころか、日米同盟なるものを最優先に考えています。

安倍政権は、「積極的平和主義」を押し通して、2015 年には安全保障関連法を成立させました。昨年 2018 年 1 月 30 日に、衆議院予算委員会において、原口一博衆議院議員が、核の廃絶どころか、核の傘、核抑止論を守ろうとする日本政府に対して質疑をおこなっています。

・原口議員「安倍政権は現在も『人類文化に対する罪悪』で『人道に対する罪』という認識をお持ちか」
・安倍首相「・・・このような人類に多大な惨禍をもたらした核兵器が将来使われてはいけない」
・原口議員「広島・長崎への原爆を非人道兵器とお考えか、その認識を伺っているのです。」
・河野外務大臣「極めて広い範囲に被害が及ぶ人道上極めて遺憾な事態を生じさせたと考えてます」
・原口議員「答えませんね。残念です」「広島・長崎への原爆を非人道兵器とお考えか、その認識を伺っているのです」

このように、原口議員は、私も先ほど紹介した日本政府の抗議文を引用しながら、安倍政権は現在も「人類文化に対する罪悪」で「人道に対する罪」という認識をお持ちかと、問いかけます。これに対して、安倍首相は、「‥このような人類に多大な惨禍をもたらした核兵器が将来使われてはいけない」というトンチンカンな答えをしている。

河野太郎外相も、「北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、通常兵器だけで抑止を効かせることは困難であります。そのためには、核兵器による抑止が必要でございます。こうした厳しい安全保障環境を踏まえれば、我が国は非核三原則を堅持しておりますので、日米同盟のもとで、核兵器を有する米国の抑止力維持しなければなりません」と、堂々と核抑止論を展開している。

私は、河野太郎氏が自分で考えて言っているとは思いません。日本外務省は、ごく最近も、「日本は唯一の戦争被爆国であり、政府は、核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有しています。一方、北朝鮮の核・ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威です。北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては通常兵器だけでは抑止を効かせることは困難であるため、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要です」と述べています。アップデートしてある文書があるかもしれませんが、今のところ、外務省のサイトには、このような言葉が残っています。

被爆者の方々は、「おかしい」といっています。その典型が、1984 年の原爆被害者の基本要求です。

原爆被害者の基本要求（1984 年）

アメリカ政府に要求します。

1. 広島・長崎への原爆投下が人道に反し、国際法に違反することを認め、被爆者に謝罪すること。その証しとして、まず自国の核兵器をすて、核兵器廃絶へ主導的な役割を果たすこと。
2. トマホークなど、一切の核兵器を日本に配備しないこと。核基地・核戦争関連施設を直ちに撤去すること。

日本政府は、対日平和条約 (第 19 条 a 項) で、原爆被害を含むすべての対米請求権を放棄しましたが、アメリカの原爆投下の道義的・政治的責任が、これによって、解消されるものではありません。また、戦後、アメリカは ABCC(米国原爆障害調査委員会) を設け、被爆者を実験動物扱いして資料を集めました。治療のためではなく、新たな核戦争準備を目的にしたこの調査研究は、今なお被爆者を苦しめ続けています。「広島・長崎への原爆投下が人道に反し、国際法に違反することを認め、被爆者に謝罪すること」、「何よりも『ふたたび被爆者をつくらない』との被爆者の願いにこたえることこそ、アメリカが人類史上において犯した罪をつぐなう唯一の道なのです」という、被爆者の方々の訴えを踏みにじる状態が今も続いているのです。何よりも被爆者の願いにこたえることこそ、アメリカが人類史上において犯した罪をつぐなう唯一の道なのです。そして、本来であれば被爆体験者の訴えを共有していくことが大事なのに、まったく逆のことを日本政府はやっているのです。

Ｊアラート教育と道徳教育

アメリカで、1950 年代に民間防衛計画が実施され、核兵器が使用されたときにどう対処するかという民間防衛訓練がおこなわれていました。これを実施した民間防衛局を引き継ぐ形で、1978 年にアメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency: FIMA）が設置されました。その後、FIMA は、2001 年 9 月 11 日に起こった、いわゆる「同時多発テロ」の後に 2002 年に設置されたアメリカ合衆国国土安全保障省（United States Department of Homeland Security）に 2003 年に吸収されました。アメリカでは、核対策を扱う機関が存在し続いているということです。

1950 年代、どういうことをやっていたのか。『DUCK and COVER』という出版物を出して、「核爆発があったときは、潜って身を隠せ！」、キャラクターの亀と同じように甲羅に身を隠せ、と。

ビキニ核実験があり、放射性降下物に対処するために、核シェルターを買うことが推進されます。

1955 年 5 月にアメリカの核実験場に市民を招待して核実験を行いました。典型的な家の中にマネキンが運び込まれ居間に置かれ、冷蔵庫の中には食料が入れられました。そして、爆心地には、いろんな服装をしたマネキンが設置されました。

核実験後、写真が発表され、「シーツに包んだマネキンは大丈夫だった」「瓶詰め、缶詰は、棚から落ちたが、食べられそう」と分析しています。当然、写真には、放射能が写っているわけではなく、あるいは、これから生産されるものに残留放射性物質が入ることはまったく無視されています。そして、実験の翌日に、民間人が倒壊した家屋からマネキンを救出に行く。しかも、食糧の配給を受けて。この人たちは被爆していると考えられます。

今、私たちが見ると「とんでもないこと」と思いますが、「とんでもないこと」を日本政府も最近やっています。

『弾道ミサイル落下時の行動について』

「近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。」「近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏　せて頭部を守る。」「できるだけ窓から離れるか、できれば窓のない部屋に移動する。」

日本帝国政府が、新型爆弾対策として「防空総本部の指示通りに行動すれば『新型爆弾をさほど惧れることはない』」と、物陰に隠れるように言っていたのと同じです、また、1950 年当時、アメリカが『DUCK and COVER』と称して実施していたことを戦争被爆国の日本が受け継いでいるわけです。

子どもたちにも受け継がされようとしています。この写真は、「弾道ミサイル落下時にとっていただきたい行動の例」として内閣官房が出している避難訓練の例です。まったく 1950 年代のアメリカと同じ行動が行われていて、子どもたちがうずくまっています。

その一方で、核兵器によって何が起きるのか，具体的な情報はいっさい教えられていません。

道徳教科書

Ｊアラートだけではありません。これは私の３年生になる子どもの名古屋市の学校での道徳教科書です。教育出版の教科書に西郷隆盛の言葉を掲載しています。

世の中のために―西郷隆盛―

「命も名よも高いくらいも、お金もいらないと考えるようなひとでなければ、国をつくってゆくという大きな仕事はなしとげられない。（西郷隆盛）」。

「名誉も、高い位」までだったらまだわからないこともないが、「命も」。小学校３年生の道徳教育の中で、大きな国を作っていくことや大きな仕事のために命を捨てろと、いわんばかりの道徳教育が入っているのです。

「美しいものにふれて―花さき山―」も入っています。

「つらいのをしんぼうして、じぶんのことよりひとのことを思って、なみだをいっぱいためてしんぼうすると、そのやさしさと、けなげさが、恋して花になってさきだすのだ。はなばかりではねえ。この山だって、この向こうのみねつづきの山だって、一人ずつの男がいのちをすてえちゃやさしいことをしたときに生まれたんだ。」

国語の教科書にあるのであれば、まだ文学としてならば許容できないこともないかもしれませんが、それが、道徳の教科書に載っています。「つらいのをしんぼうして～、恋して花になってさきだすのだ」までなら、みなさん、美談として受けとめられるかもしれませんが、問題は、次です。「はなばかりではねえ。この山だって、この向こうのみねつづきの山だって、一人ずつの男がいのちをすてえちゃやさしいことをしたときに生まれたんだ」。ここでも、命を捨てることを美化している。それが、道徳教育ですり込まれているのです。

子どもたちは、命よりも国を大事にする生き方を道徳教育の中で学ばなければいけないのでしょうか。

子どもたちは、涙をいっぱいためて辛抱しなければいけないのでしょうか。

「道徳教育」の言い分として「いじめをなくす」ためという大義名分で始まっているとのことですが、これでは、ますます「いじめ」が増えてしまうと思います。周りと異なって行動する子に「それじゃあいけない」というプレッシャーがかかり、しかも、基本的な衣食住を我慢し、自分の命を犠牲にしなければならないと、あたかも教えられている道徳教育が実際に今おこなわれているのです。現場では、防波堤になっている先生もおられるとおもいますが、少なくとも、名古屋市では、こうした教科書が使われています。このように日本の教育では、Ｊアラート訓練、命を捨てることを美徳とする道徳教育がおこなわれています。

2017 年 7 月 7 日に核兵器禁止条約が成立し、2017 年 10 月には同条約成立のために中心的役割を果たした国際 NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN: International Campaign to Abolish Nuclear Weapons）が 2017 年のノーベル平和賞に決まりました。

それに対して、日本政府は、先ほどの政府答弁通り、核兵器禁止条約に署名しない立場を持ち続けています。外務省も、いまだに日米同盟と核の傘、核兵器によるアメリカの抑止力をいい続けています。

アメリカでは、1950 年代に民間防衛計画の中で「アラート・アメリカ」という出版物を民間防衛局が作って配布していた。「アラート」は、「注意」という意味です。「J アラート」は、この 1950 年代の出版物の名前から、そのまま、翻訳もしないでもってきていますが、本当に危ないのは日本人だと思います。

過去に向き合うことこそが東北アジアの平和をつくる

日本政府は、過去の戦争の記憶をなくそうとしています。そして、核戦争についても真実を伝えません。その一方で、植民支配を正当化するという無責任なことをおこなっています。「唯一の戦争被爆国」と称しながら核戦争の記憶を忘却した J アラート訓練を行う日本政府だけでなく、メディアも残念な状態です。朝日新聞は、2018 年 10 月 31 日、韓国大法院判決として「元徴用工への賠償命令」について報じました。コメンテーターとして、神戸大学の木村幹教授と李韓国外大客員教授の 2 人がでています。 2 人とも、この判決に否定的なコメントをだしています。しかし、「元徴用工への賠償問題」がいかなる問題なのか、歴史を掘り下げての報道はほとんどされていません。あたかも、「賠償して終わった問題」であるようにしていますが、賠償したことはないのです。

ビキニ水爆被災の時にアメリカが日本政府に対して 200 万ドルのお金を渡していますが、それは「見舞金」です。賠償金でも、補償金でもありません。法的責任がないお金を出しているわけです。

1965 年当時に日本政府が韓国に出しているのは、賠償金でも何でもなく、経済支援です。経済支援をもって全部終わったような日本のメディアによる異様な報道が続いいているのです。李教授は「英国の政治家チャーチルは『過去にこだわる者は未来を失う』と語った。その意味を、文大統領に改めて考えてもらいたい」と述べていますが、私はまったく逆のことを言いたいと思います。

米国立公文書館が掲げる言葉として、Preserving the past to protect the future があります。「過去を保存することは未来を守る」と謳われているのです。過去の終わった問題として隠ぺいすることが繰り返し現在進行形で行われていますが、過去の戦争資料も含め、きちんと保全し、未来につなげていくことこそが未来を守ることだと思います。過去に真摯に向き合うことこそが、東北アジアの平和のためにたいへんだ大事なことだろうと思います。

開会の挨拶　菱山南帆子さん

第 21 回許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会 in 広島
公開集会

メイン講演　　高橋博子さん

沢田　正さん写真提供

日本軍「慰安婦」ひろしまネット水曜行動

写真提供　岡原美知子さん

◆5月1日、6月5日、7月3日　（原則第1水曜日12時～13時）
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井）

別姓訴訟＠広島応援団

あした『夫婦別性・同性選択制』になあれ！
いろんな生き方あっていい

活動報告（第九条の会ヒロシマほか　ネットワーク、実行委員会含む）

2019年

1月　9日（水）　第九条の会ヒロシマ会報100号発送　プラザ3F　13時　13時半セット
　　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣　12時～　本通り前
　14日（月）　韓国大法院判決から考える学習会　広島国際会議場3F研修室　13：30～
　16日(水)　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動　12時～13時
　　第九条の会ヒロシマ世話人会⑬　広島国際会議場3F研修室　14時～
　　沖縄辺野古実行委員会　広島YMCA2号館4F　17時～
　19日（日）　ノーニュークスアジアフォーラム フィリピン報告　グローバリゼーションを問う広島ネット　国際会議場3F研
　　第21回許すな！憲法改悪全国交流集会広島実　16：45～　国際会議場3F研23日（水）
　24日（木）　ヒロシマ女たちの相談会　広島国際会議場3F研修室　18時～
　26日（土）　岩国基地の拡張強化を許さない！広島県民の会総会＆講演会　広島弁護士会館　14時～
　30日（水）　ピースリンク広島　呉　岩国　呉駅前街宣＆例会
　31日（木）　ヒロシマ総がかり世話人会　広島弁護士会館　18時～
2月　1日（金）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑭
　3日（日）　ヒロシマ総がかり3の日行動　本通り電停前・八丁堀福屋前　14時～15時
　6日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣　12時～　本通り前
　7日（木）　許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会資料作り　共同センター
　9日（土）　第21回許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会　13時～　広島弁護士会館　～10日
　11日（月祝）2.11集会　宗教者実（カトリック会館）　14時～　太田昌国さん
　14日（木）　ヒロシマ総がかり事務局会　JCJ　18時～
　16日（土）　沖縄辺野古に新基地をつくらせない！　阿部悦子講演会　17時半～　広島国際会議場3F研修室
　　共生フォーラムセミナー3「在日コリアン教員として生きる」洪厚世さん　国際会議場3F研修室　15時
　20日（水）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動　12時～13時
　22日（金）　ヒロシマ総がかり世話人会　広島弁護士会館　18時～
　27日（水）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑭　広島国際会議場3F研修室　14時～
3月　3日（土）　ピースリンク広島　呉　岩国30年シンポジウム　13時半　ビューポート呉
　　ヒロシマ総がかり3の日行動　本通り電停前・八丁堀福屋前　14時～15時
　6日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣　12時～　本通り前
　10日（日）　「別姓訴訟を楽しもう」～裁判書面を呼んでみよう～　14時～　ハチドリ舎
　11日（月）　福島を忘れない3.11集会
　13日（水）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑮　広島国際会議場3F研修室　14時～
　21日（木）　第九条の会ヒロシマ総会＆記念講演会　崔真碩さん
　23日（土）　上関原発を建てさせない山口県民集会
　25日（月）　呉教科書裁判第1回控訴審　広島高裁　14：00～　報告集会　広島弁護士会館
　26日（火）　ヒロシマ総がかり世話人会　18時～　広島弁護士会館
4月　3日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣　12時～　本通り前
　　ヒロシマ総がかり3の日行動　本通り電停前・八丁堀福屋前　14時～15時

お知らせ

◆＝第25回グローバリゼーション講座＝
ベトナム報告－原発建設計画の白紙撤回を英断した国
～予定地農漁村の実情と日本企業の関与～
4月20日(土）14時～16時　広島国際会議場３Ｆ研修室2
報告者：渡田正弘（グローバリゼーションを問う広島ネットワーク」事務局長）
資料代：500円
主催：グローバリゼーションを問う広島ネットワーク
連絡先：090－6835－8391（渡田）

◆「日本のマスコミが報道しない韓国の「慰安婦」問題解決への営み
～記憶闘争としての〈少女像〉建立運動と自国の加害とむきあう「ナビ基金」
4月21日（月・祝）14：00～16：30　JMSアステールプラザ7F研修室
講演１「戦後処理、日本はどのように解決できるか」
講師　岡本有佳さん（編集者。Fight for Justice「慰安婦」問題webサイト運営委員）
主催者：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井）　資料代：1000円（学生無料）

◆朝鮮学校無償化裁判控訴審「第５回口頭弁論」
4月23日（火）14:00～ 広島高等裁判所　13:30 3階高裁法廷前。
＊金属探知機の関係で早めの集合をお願いしています。
裁判終了後、隣の広島弁護士会館5階会議室で報告会をします。
主催者：無料化裁判を支援する会　　連絡先：082－942－3977

◆上関原発埋立免許「延長を許さない」山口県知事へ署名街宣
4月27日、5月11日、5月25日　14時～15時　本通り電停前

◆中電本社前定例行動　4月17日、5月15日、6月19日
中国電力本社前　12時～13時　リレートーク　チラシ配布

◆4.26チェルノブイリ原発事故を忘れない！キャンドル行動
4月26日(金）18時～　中国電力広島本社前
主催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
連絡：090-7548-6558（溝田）

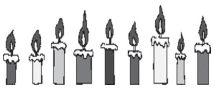

◆シール投票　”あなたは原爆ドームの上を、
オスプレイや米軍戦闘機が飛ぶことを許せますか？”
5月4日(土・休）10時～11時　元安橋
主催者：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会
連絡先：0829-31-3356(事務局)

◆シール投票　”あなたの税金はどっちに使って欲しい？
暮らし、福祉、災害対策？　ステルス戦闘機・オスプレイ購入？
5月６日(月・休）15時～16時　　宮島口桟橋
主催者：九条の会・はつかいち　　連絡先：090-3373-5083(新田)

◆市民講座：憲法第−章と第9条　その決定的矛盾と戦後民主主義
5月18日（土）14時-16時半　三次市まちづくりセンター1F会議室
講師 田中利幸さん
参加費　1000円（資料代）
主催者「安倍9条改憲ＮＯ！」広島県北行動
連絡先：080-5223-3429（小武）

◆呉へ行こう！戦跡・基地フィールドワーク
5月25日(土)　集合場所･時間：JR廿日市北口(9：30)、JR広島南口(9：30）、JR呉(10：20)
参加費（資料代）：1,000円　　申込締切：5月13日(月)　定員20人
主催者：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会
連絡Tel＆Fax：0829-31-3356(事務局)

◆九条の会・はつかいち憲法学習会
6月9日(日)14：00～　廿日市市民活動センター
参加費（資料代）：700円　　（廿日市市住吉2-2-16）
講師：椋　大樹弁護士（広島弁護士会）
主催者：九条の会・はつかいち　連絡先：090-3373-5083(新田)

◆8.6新聞意見広告今年は全国に！　どうぞご参加ください！
あなたは平和のスポンサー　9条を未来に！
今年は**全国に**
掲載日･掲載紙　2019年8月6日（火）
・朝日新聞大阪本社版朝刊15段
・朝日**大阪本社以外の全国5段**　予定
賛同金が集まらない場合、掲載できない地域があるかもしれません、
チラシは何枚でも送りますので、周りの方々に呼びかけてくださいね！
◆　賛同金　　個人１口　1,000円　　**団体１口**　3,000円
◆　**申し込み方法**　8.6 チラシの振替用紙をご利用ください。
＊ 振込み、**7月17日まで**。直接渡してくださる場合、**7月20日まで**。
＊ **郵便振替：　01390－5－53097　「第九条の会ヒロシマ」**
◆　お名前掲載（可･不可）　匿名も可ペンネーム、ニックネーム歓迎。

◆4・28　「主権回復の日」を問うヒロシマ集会
講演「辺野古に新基地はつくれない！」VOL. 2
4月28日（日）13：30～　広島市民交流プラザ5階　研修室AB
講師：北上田毅さん、（元土木技術者、沖縄平和市民連絡会）
主催：沖縄・辺野古に新基地をつくらせない広島実行委員会
連絡先：ピースリンク広島・呉・岩国　　参加費：1000円
呉市幸町3－1呉YWCA気付　090-3373-5083（新田）

◆連続講座共生フォーラムセミナー第4回
「新渡日」の在日コリアンが見た日本、広島
5月26日（日）14時30分から16時30分　広島国際会議場３階３研
講師：李昇勲さん（在日コリアン１世）
主催：共生フォーラムひろしま　　資料代：500円（正会員無料）
連絡先：070-3771-9235法人事務担当　mail：kyosei.fh@gmail.com

◆映画「アイたちの学校 100年の差別－その闘いの記憶」
朝鮮学校の歴史と現状を伝えるドキュメンタリー映画
5 月 1 日(水)～7 日(火)14:50 上映開始　終了後､トークイベントあり
横川シネマ(広島市西区横川町３－1－12)　082-231-1001

◆日韓連続学習会　毎週木曜日　18:30～　資料代：500 円以内
いきいきプラザ(西隣保館　広島市西区福島町一丁目 19 番 12 号)
主催者：3.1 100 周年広島集会実行委員会・解放研実行委員会
連絡先：090－7372－3073(正木)

◆第2次別姓訴訟@広島　次回期日
4 月 19 日 (金)　15:30 広島地裁 208 号法廷
終了後　弁護士会館で報告集会､その後交流会
Bessei

◆第6回個個からカフェ　「フツーの家族」の呪いを解こう
別姓訴訟提訴一年、個個からカフェ記録冊子の発行記念
5 月 25 日 (土)　14:00　(受付 13:30 より)　　ハチドリ舎
(広島市中区土橋 2－43　光花ビル 201)
講師　北仲　千里さん　広島大学ハラスメント相談室 , 准教授
恩地　いづみさん　第 2 次別姓訴訟　原告
会費　1000 円　ワンドリンク , 個々からカフェブックレットプレゼント付き
主催　別姓訴訟@広島応援団　連絡：090-7544-6690(恩地)

◆呉教科書裁判第2回控訴審　(結審)
6日12日(水)14時から　広島高裁（13時半集合）
終了後弁護士会館で報告集会　連絡先:；090-6838-6257（岸）

事務局から

19 年も会費・ご賛同よろしくお願いしま～す。(._.)

・18 年年度はお世話になりました。私たちは、皆さまのご支援によって活動できます。19 年度も、よろしくお願い致します。
・封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。18 年会費がまだの方は引続きご支援くださいますよう、お願い致します。もし間違いがありましたら遠慮なくご連絡ください。